

議案第101号 指定管理者の指定について
(港区立東麻布保育園)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立東麻布保育園	東京都港区東麻布二丁目1番1号

2 事業者選定の経過

港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会で1事業者を選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て指定管理者候補者を決定しました。応募事業者は、5事業者でした。

(1) 港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会

	氏 名	役 職 等
委員長	岡田 耕一	聖徳大学短期大学部 名誉教授
副委員長	太田 貴二 (令和8年3月31日まで)	港区麻布地区総合支所長
	西川 杉菜 (令和8年4月1日から)	
委員	野澤 純子	國學院大學人間開発学部 子ども支援学科 教授
委員	村上 八千世	常盤短期大学 幼児教育保育学科 教授
委員	宮内 宏之	港区子ども家庭支援部保育課長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和8年2月6日(金)	公募要項(案)について 第一次審査・第二次審査(審査方法、選考基準)について
第2回	令和8年6月11日(木)	第一次審査通過事業者の決定について

		第二次審査基準について（プレゼンテーションについて）
第3回	令和8年7月10日（金）	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 事業候補者によるプレゼンテーション・ヒアリング（3事業者） 第二次審査採点及び事業候補者の選考について

（3）港区指定管理者選定委員会

令和8年7月24日（金）に開催された令和8年度第3回港区指定管理者選定委員会にて、港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表者	代表理事 藤田 徹
所在地	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

4 指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年）

5 選定の理由

- （1）大規模園の運営に関する具体的かつ多様な提案に加え、大規模な園庭を活用した地域連携の提案がなされており、特に、地元町会や外国籍の住民等を含め多様な世代が交流する「地域共生の場」の創出や、同一敷地内の様々な施設と連携した運営が期待できる点が高く評価できます。
- （2）区立保育園に求められる公共的な役割を十分に理解した上で、子どもや保育に対する明確な理念と運営方針が示されており、保育に対する姿勢と強い意欲が高く評価できます。
- （3）法人本部による現場運営を支援する「事業本部プロジェクト」や、園長候補者に対する経験豊富な副園長を配置するなどのバックアップ体制が構築されており、現場における安定した園運営や職員支援につなげていく点が高く評価できます。

- (4) 人材確保や人材育成に対する課題認識が的確であり、人材確保や障害者雇用等を推進する「未来人材部」や「ワークステーション」といった具体的な取組を進めている点が高く評価できます。

6 今後の予定

令和9年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立東麻布保育園
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和8年7月10日

港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

I	選考した指定管理者候補者について	1
II	選考経過について	1
III	選考対象者について	4
IV	選考結果について	4
V	最終選考結果について	8

はじめに

本報告書は、港区立東麻布保育園の指定管理者候補者を選考するに当たり、「港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、東麻布保育園の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査に当たっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立東麻布保育園指定管理者候補者には、5事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めました。指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立保育園条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和8年7月10日

港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会
委員長 岡田 耕一

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表者	代表理事 藤田 徹
所在地	東京都豊島区東池袋一丁目4 4 番3 号池袋 I S P タマビル

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立東麻布保育園	東京都港区東麻布二丁目1 番1 号

3 指定期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年）

4 選考の理由

- （1）大規模園の運営に関する具体的かつ多様な提案に加え、大規模な園庭を活用した地域連携の提案がなされており、特に、地元町会や外国籍の住民等を含め多様な世代が交流する「地域共生の場」の創出や、同一敷地内の様々な施設と連携した運営が期待できる点が高く評価できます。
- （2）区立保育園に求められる公共的な役割を十分に理解した上で、子どもや保育に対する明確な理念と運営方針が示されており、保育に対する姿勢と強い意欲が高く評価できます。
- （3）法人本部による現場運営を支援する「事業本部プロジェクト」や、園長候補者に対する経験豊富な副園長を配置するなどのバックアップ体制が構築されており、現場における安定した園運営や職員支援につなげていく点が高く評価できます。
- （4）人材確保や人材育成に対する課題認識が的確であり、人材確保や障害者雇用等を推進する「未来人材部」や「ワークステーション」といった具体的な取組を進めている点が高く評価できます。

II 選考経過について

1 選考の方法

（1）第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として3事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、（第一次審査と第二次審査とを併せた）総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

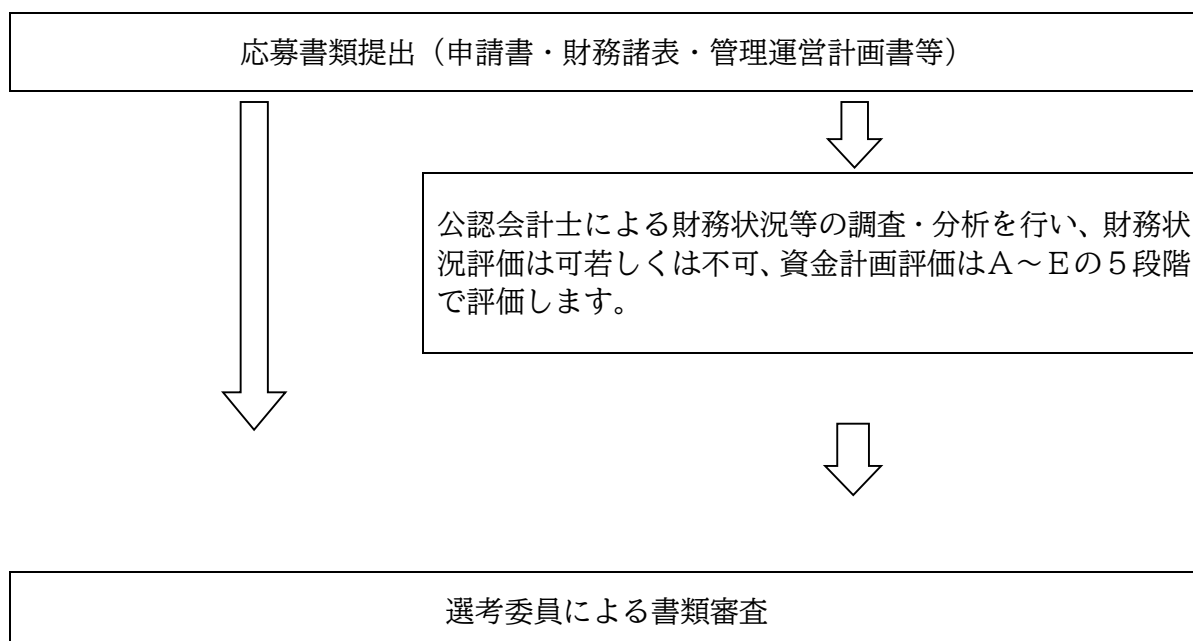
2 選考委員会の構成

委員長	岡田 耕一	聖徳大学短期大学部 名誉教授
副委員長	太田 貴二 (令和8年3月31日まで)	麻布地区総合支所長
	西川 杉菜 (令和8年4月1日から)	
委員	野澤 純子	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授
委員	村上 八千世	常盤短期大学 幼児教育保育学科 教授
委員	宮内 宏之	港区子ども家庭支援部保育課長

3 公認会計士

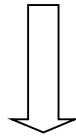
井上 大輔	株式会社港公会計 代表取締役
-------	----------------

4 選考の進め方



<第一次審査>

- 1 全事業者の財務状況の調査・分析を行い、可（安定的に経営基盤を有している）若しくは不可（安定的に経営基盤を有していない）で評価します。
- 2 全事業者の資金計画の調査・分析を行い、A（特に優れている）～E（劣っている）までの5段階に評価します。
- 3 事業者ごとに、選考基準の各項目に対応した配点に基づき、各選考委員が書類審査を行い、採点します。
- 4 公認会計士による財務状況分析等に基づく評価と、各選考委員による書類審査の合計得点により総合的な審査を行い、概ね上位2～3者程度を第一次審査通過者とします。



プレゼンテーション及びヒアリング、計画書等の総合評価

<第二次審査>

- 1 第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション（各事業者10分以内）及びヒアリング（各事業者20分程度）を行います。
- 2 全てのプレゼンテーションとヒアリングが終了した後、各選考委員による審査項目を中心とした評価を行い、採点します。
- 3 第一次審査と第二次審査の点数を合計し、指定管理者候補者を選考します。

5 選考委員会等の開催状況及び経過

（1）第1回選考委員会

日 時 令和8年2月6日（金曜日） 17時35分～18時40分
場 所 オンライン会議
議 題 公募要項（案）について
第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について

（2）公募手続き

ア 公募要項説明会	令和8年2月24日（火曜日）
イ 現地見学会	2月24日（火曜日）
ウ 質問書受付	2月16日（月曜日）～2月27日（金曜日）
エ 質問への回答	3月13日（金曜日）
オ 申請受付	2月16日（月曜日）～5月22日（金曜日）

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和8年6月11日(木曜日) 19時00分～20時20分
場 所 オンライン会議
議 題 第一次審査通過事業者の決定について
第二次審査基準について(プレゼンテーションについて)

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和8年7月10日(金曜日) 18時30分～21時05分
場 所 港区役所 915 会議室
議 題 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施について
事業候補者によるプレゼンテーション・ヒアリング(3事業者)
第二次審査採点及び事業候補者の選考について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	事業者A	—
2	事業者B	—
3	事業者C(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル
4	事業者D	—
5	事業者E	—

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表(決算報告)を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見

込の妥当性、運転資金調達の実現性、事業計画との整合性、経費見積りなどの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階の総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,025 点満点)
1	事業者C (労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	可	B	801点
2	事業者A	可	C	764点
3	事業者D	可	B	734点
4	事業者E	可	C	600点
5	事業者B	可	C	593点

※ 財務状況評価基準

可 (安定的に経営基盤を有している)、不可 (安定的に経営基盤を有していない)

※ 資金計画評価基準

A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣っている、E : 劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者C (労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	・小規模園中心の実績ではあるものの、大規模園運営に関する具体的かつ多様な提案、大規模な園庭を活かした地域連携の提案がされていた。 ・保護者との関わりに関する考え方においては、PDCAサイクルを明確に打ち出し、計画の実行だけでなく改善までを見据えた運営姿勢が読み取れた。 ・現場運営を分野ごとに設置した「事業本部プロジェクト」という本部による現場へのサポート体制などを高く評価した。
事業者A	・豊富な運営実績を有しており、保育理念や保護者との関わりに関する考え方や取組の記載も充実している。 ・障害児、外国籍児、性的マイノリティへの対応についても、

	法人内の発達支援事業の実績を活かした取組が期待できる。 ・保育理念については十分に記載されているものの、どのように保育園を運営していくのかといった、法人としての具体的な事業計画や運営方針に関する記載が欠けている。
事業者D	・経験豊富な園長・副園長の配置や「卒園生向けのプログラム」等、地域特性を踏まえたプログラム提案や保護者の対応について高く評価した。 ・副園長の海外経験等により多様な利用者への対応力が期待できる。 ・全体的に大規模園を運営していくうえでの想定が十分であるとは感じられなかった。
事業者E	・大規模園の実績自体はあるものの、提案内容が不十分であった。 ・新任職員の給与水準が低い点や園長の経験不足、大規模園における連携体制や人材育成、安全対策の記載不足が懸念される。 ・障害児や外国籍児等への支援について、多様な状況を想定した具体的な対応策が読み取れなかった。
事業者B	・提案内容の質・具体性に劣り、大規模園運営への積極性や障害児・多様なニーズへの対応に関する視点が十分でなかった。 ・実績が少なく、提案書類の記載内容も全体的に不十分で具体性に欠ける点が見受けられた。 ・一般論に終始しており、提案書類の記載内容が薄い。

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり上位3事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過3事業者がそれぞれ10分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき20分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	総合点 (1,525 点満点)	第一次審査点数 (1,025 点満点)	第二次審査点数 (500 点満点)
1	事業者C（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	1, 2 2 1 点	8 0 1 点	4 2 0 点
2	事業者A	1, 1 3 4 点	7 6 4 点	3 7 0 点
3	事業者D	1, 0 5 9 点	7 3 4 点	3 2 5 点

（３）選考経過

各委員が第一次審査通過３事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者C（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	・本部による現場への支援体制や園長候補者に対し経験豊富な副園長を配置するなどのバックアップ体制も整っており、安定した園運営が期待できる。 ・「未来人材部」や「ワークステーション」といった人材確保や障害者雇用などについて新たな取組を進めている点を評価した。 ・同一敷地内の様々な施設との連携について、具体的な将来像や構想を示していた点を評価した。
事業者A	・プレゼンテーション全体としては個人の経験に基づく説明が中心であり、組織としての運営方針に関する説明が弱い。 ・東麻布保育園として求められる地域とのつながりについての問いに対し、法人が現在、運営している園が実施している地域の祭りへの参加や町会と連携した子どもの引取訓練を実施するといった説明にとどまり、この園の特徴を踏まえた十分な説明とはなっていなかった。 ・法人としてのサポート体制は充実している。
事業者D	・園長候補者の受け答えは的確であったものの、大規模園運営に関する具体的なイメージや経験に基づく説明が十分ではなかった。

	・人材確保に関する説明も一般的な内容にとどまっており、東麻布保育園規模の人員を着実に確保できるかという点に不安が残った。 ・危機管理、安全管理については、防災や震災対応に関する説明はあったが、大規模保育園の日常運営における事故防止や安全確保といった視点での説明が十分ではなかった。
--	---

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づき最も高い総合評価を与えられるのは、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」です。選考委員会の総意として、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」を港区立東麻布保育園指定管理者候補者として選考します。

【会議録】

会 議 名	第1回港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年2月6日（金曜日）午後5時35分から午後6時40分まで
開 催 場 所	オンライン会議
委 員	（出席者）岡田委員長、野澤委員、村上委員、太田委員、宮内委員 （欠席者）なし
事 務 局	麻布地区総合支所管理課長 鳥居 施設運営担当係長 山川、管理係 古市
会 議 次 第	1 開会 麻布地区総合支所長挨拶 2 委員委嘱 3 委員の紹介 4 委員長及び副委員長の選出 5 議題審議 議題1 公募要項（案）について 議題2 第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について 6 今後のスケジュールについて 7 閉会
配 付 資 料	資料1 港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会委員名簿 資料3 港区立東麻布保育園指定管理者公募要項（案） 資料4 港区立東麻布保育園指定管理者公募要項様式集（案） 資料5 港区立東麻布保育園業務基準書（案） 資料6 第一次・第二次審査の進め方（審査フロー図）（案） 資料7 港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会 第一次・第二次審査選考基準・採点表（案） 資料8 選考スケジュール（案） 参考資料 港区立東麻布保育園パンフレット みなと保育サポート東麻布パンフレット 港区立東麻布保育園図面 東麻布二丁目複合施設について
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 （麻布地区総合支所長挨拶） 2 委員委嘱 （委嘱状は郵送交付） 3 委員の紹介 （全委員自己紹介） 4 委員長及び副委員長の選出 （互選により岡田委員を委員長に選任。副委員長は「港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会設置要綱」に基づき、麻布地区総合支所長とする。）

	5 議題審議 議題1 公募要項（案）について 議題2 第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について
事務局	（配布資料の確認後、議題1、2について説明）
委員長	各委員からご意見、ご質問等はございますか。
D委員	公募要項28ページの現行事業者への加減点についてです。この項目はあらかじめ現行の指定管理者を評価し、最終的な点数の加減に使うもので、現行事業者のモチベーションの向上を図るということを目的とし、事務局の案としてこれを記載しています。 一方で、選考はあくまでもフラットであるべきだということであれば、例えば、現行事業者の管理運営に対する評価が良い場合はプラスの加点となり、その状況を他の事業者が見てとった場合は、この項目があることによって選考に漏れるからと応募を躊躇するという考え方もあると思います。
委員長	現行事業者の管理運営に対する評価が良ければ、引き続き同事業者に運営してほしいという願いもありますし、あるいはそうでないこともあるということでこういう考えが出てきたのは理解できます。今までは、このような加減点はなく、一次審査、二次審査における委員の合計点で比較し、今回はこれにプラスアルファとして加減点するということが、公募要項へ掲載することで、他の事業者が応募しても無理なんじゃないか、ということで尻込みされてしまうこともあるということですね。
C委員	確認ですが、現行事業者の実績については、区が評価をし、それを私たちが確認するという理解で合っていますか。
事務局	年度ごとに、指定管理者の1年間の管理運営状況の評価を行っております。 既に評価を行っているものをホームページで公表しており、公募要項の28ページに記載されている計算方法となっております。
C委員	現行事業者がどうなのかという物差しがあるのは非常に助かります。
B委員	これから港区で適切に保育をやっていただく事業者を選びたいということを考えたときにはとても重要なポイントかなと思いますが、現行事業者の評価については採点表の中に組み込まれているのでしょうか。ただ、公募要項に現行事業者が有利になるような加点があることをはっきりと書くのは違和感があります。
C委員	現行事業者以外の保育園運営事業者に対する評価はどのように行うことになるのでしょうか。
事務局	現在、東麻布保育園を運営している事業者も含め、類似施設の管理運営実績として、資料7の第一次審査選考基準の一番上に「類似施設の管理運営実績」という項目がありますので、ここで各事業者の実績を各選考委員の方に審査していただく形となります。

C委員	そうすると、現行事業者とそれ以外の業者で実績に関する評価基準は、違ってくるということでしょうか。
事務局	違ってきません。この選考基準の認可保育園等の管理運営実績につきましては、現行の指定管理者や新たに参入してくる事業者も含めて、様式6により管理運営実績、他の自治体の保育園の運営も含めて出している、それを見て評価する項目となっております。 公募要項の28ページに記載のある内容につきましては、あくまで、現在東麻布保育園の管理運営を行っている指定管理者に対する加減点という形になります。
E委員	この加減点については、この指定管理者候補者選考のみ公募要項に記載するかしないかを判断し、他の選考との同一にする必要はないことよろしいですか。
事務局	この指定管理者候補者選考のみの公募要項や選考基準を議論いただくため、当該項目自体がふさわしくないという結論に至りましたら、他の指定管理者候補者選考の公募要項の取扱いを揃える必要はありません。
D委員	同じ審査基準に立って最適な事業者を選ぶことが一番重要だと思うので、加減点を採用するとしたら、例えば5者の応募があったとして、現行事業者にのみ当該審査項目が適用されることとなり、現行事業者にとっては有利にもなるかもしれないけれど不利にもなるかもしれないということで、他の事業者と同じ条件にならないと思います。現行事業者も、あくまで選考におけるスタート地点は他の事業者と同じスタート地点に立って、今の実績を踏まえた提案を事業者自らしてもらえれば良いと考えます。
A委員	選考委員会における審査というのは同じ基準で公平にすべきだと思います。
C委員	確認ですが、現行事業者だけに対し、この加点するか減点するかという話で良かったでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
C委員	そうすると、確かに違和感はあるかなと思います。 もう一つ確認させていただきたいのですが、今回の公募は10年間の指定期間が終わったからもう一度公募をかけるという認識で合っていますか。
事務局	お見込みのとおりです。
C委員	特に問題なく運営してきて、在園児の保護者の方にも信頼を得て今までやってこられているのかどうかという情報は、審査をする際にないよりはあった方が良くかなとは思っています。

A委員	一次審査の書類審査と二次審査のプレゼンテーションは、現行事業者であれば、現在のその業績を語れるのではないかと、それだけでも現行事業者が有利に働くのではないかなというの、言えるのではないかと思います。
C委員	そうですね、そういう情報はおのずと出てくると考えれば、わざわざ加減点をとる必要は、もしかしたらないのかもしれないですね。
A委員	一次審査と二次審査の合計点のわずかな点差で現行事業者が選考されないということもあると思いますが、確かにこの加減点があれば現行事業者が選考されていたといったケースはもしかしたら出てくるかもしれないと思います。
C委員	以前、何も問題なく運営してこられた現行事業者が更新の時期で、こういった審査があるというときは、他の参入してこられる事業者も、ある程度その現行事業者が有利ということは理解して応募してこられるのではないかとこの感触はあったかなと思います。 よほど現行事業者に何か欠点があれば、その辺も鑑みながら他事業者も応募してこられるのかな、というような感触はあったかなと思います。
委員長	いろいろ委員の皆さんから意見をいただきましたけれども、事務局から何か、公募要項の 28 ページの（４）を掲載したいという、何か理由はありますでしょうか。
事務局	現行事業者で悪い評価の場合は逆に減点されるといったようなもので、区のパートナーとしてこれまでやってきて、これまでの指定管理者で良好な評価を得ている事業者については、そのまま継続して指定管理を担っていただくことが、区民サービスの観点から最も良いものだろうといったようなところがこちらの方の背景にはございます。
A委員	160 名定員という大規模保育園かつ色々な保育メニューがあり、それをすぐ実施するというのは、難しいのではという気がします。今までずっとやってきた事業者が変わってしまった場合、利用する保護者の皆さんに不安を抱かせると思います。
委員長	今の委員の皆さんのご意見を踏まえた上での一つ結論ですが、この公募要項の 28 ページの（４）については、記載しないことでよろしいですか。 （委員一同承諾）
委員長	審査の際の最低基準の得点率を 60%とし、応募事業者が 1 者のみでも再度公募を行わずにその業者が妥当かどうかといった観点で審査を行い、もし妥当でない場合は再度公募を行う、ということはいかがでしょうか。
事務局	最低基準ですが、それぞれ一次審査と二次審査で 60%に設定いたします。また、1 者のみ申込みがあった場合にその段階で 1 者だったとしても即座に再度公募を行わずに、その 1 者に対して適切かどうかという観点

	で審査を継続することで良いか、というところを確認させていただければと考えております。その 1 者が 60%に満たなかった場合はその段階で新たに公募するという形になります。 (委員一同承諾)
A 委員	私からもう一点、東麻布保育園と、みなと保育サポート東麻布の事業者が同じことについて、例えば、みなと保育サポート東麻布については、この保育サポート自体で過去に選考を行い選ばれ、たまたまこの二つが同じ事業者だったのか、あるいはこの東麻布保育園の事業者の色々な保育メニューがあって、そのことを踏まえてこの東麻布保育園の事業者が、みなと保育サポート東麻布を作ったのか。そこのところを教えてくださいたいです。
事務局	みなと保育サポート東麻布ですが、別途選考を行ったというわけではなく、平成 26 年 4 月に事業を開始した際に、東麻布保育園の指定管理者に委託しております。
D 委員	公募要項の 30 ページの項番 3 の業務の引継等の下の方のこめ印のところについて、おそらく事業者が変わった場合のことですけれども、新たな指定管理者による継続雇用をお願いしますとなっていますが、仮に指定管理者が変更となった場合、新しい指定管理者は絶対に継続雇用しなければいけないわけではなく、採用選考の結果、継続雇用ということによろしいでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
D 委員	「新たな指定管理者による採用選考を経た上で、継続雇用に努めてください」のように記載してもいいのかなと思いました。 もう 1 点、第一次審査選考基準・採点表ですが、一次の採点表の中の一番下の方の項番 4 にマニュアルの整備の項目があって、この採点表の審査の視点のところでは、保健衛生や給食衛生など園の管理をする上でという記述がありますが、一方で公募要項の選考基準のところとか、様式 30 には、この保健衛生とか給食衛生っていうポイントが書かれてないので、ここは記載した方が親切かなと思いました。 最後に一点、先ほど事務局から説明があった資料 6 におけるプレゼンテーションの時間のことです。プレゼンテーション 15 分でヒアリングというか質疑 15 分となっていますが、内容については提出された書類でほぼほぼ事業者の考え方や方向性は分かるので、やはりそれがどのぐらい妥当性があるか、中身の真実味は質疑によって分かると思うので、質疑の方をできれば厚くお願いできればなと思いました。例えば 30 分の枠ということであれば、10 分をプレゼンテーション、20 分をヒアリング・質疑応答という形に改めてはどうかと思います。ちょっと 3 点になりましたけれども事務局からの回答と、今の最後の時間配分については委員のみなさんのご意見伺えればと思います。
委員長	選考委員会では、プレゼンテーションが 10 分、質疑応答が 20 分というところが多かったかと思います。 それがやはりいろいろ委員からの質問に対して発言していただいて状

	況が良く分かるなという実感を持ちました。 プレゼンテーションが 10 分そして質疑が 20 分で良いのではないかと 思うのですが、いかがでしょう。 (委員一同承諾)
事務局	もし事業者の説明が早く終了した場合、なるべく委員の皆さんに質疑 をしていただきたいという思いも事務局としてもございますので、例え ばですが、説明 10 分以内みたいな形の記載にさせていただければと考 えております。 また、質疑の方も 20 分ぴったりで終わらず、あともう少し質問したい ということもあるかと思っておりますので、20 分程度みたいな表現で修文させ ていただければと考えております。
委員長	マニュアルの整備のところの記載については、加筆するということで、 事務局が修正したものを委員長及び副委員長と調整させていただくとい うことでよろしいでしょうか。
D 委員	よろしくお願いいたします。 最初の点については、継続雇用のところの記載に採用選考の上といっ た文言を追記しても良いのかなと。実際は、事業者が変更となった場合、 採用選考の上、その新たな事業者に継続雇用ということなので、それを 付記しておいても良いのかなと思った次第です。
事務局	確かに、この通りストレートに文書を読みますと 100%継続雇用して くださいといった形にも読めてしまいますので、ご指摘いただいたこと を踏まえて修文をさせていただければと思ってございます。
委員長	この 2 点については、事務局と、委員長、副委員長とで調整したいと思 います。 (委員一同承諾)
E 委員	区では物価高騰に対応する必要が生じたときに私立保育園に補助金を 支給したりしていますが、年度途中に予期していない食材費や光熱費な どの物価高騰への対応は、どのような対応を取るかというのを公募要項 のどこに記載しているのか、見て取れなかったのを教えていただけます でしょうか。
事務局	公募要項の 10 ページ目を御覧ください。 まず管理責任分担について、物価変動自体は、管理責任分担は指定管 理者の方になっております。 従いまして今回資金収支計画や受託経費見積を作成していただく段階 で、一定の物価上昇を見込んだ上で計画を立てていただくような形を想 定しております。
E 委員	多少の物価上昇は見込んだ上で提案してもらい、予期せぬ物価上昇が あった際は協議を行うということで理解しました。 あともう一点、資料 4 の様式について、例えば、様式 12 の一番下に、 「本様式は A 4 サイズ 1 枚以内としてください(両面可)」となっております、

	ほか自由様式も同じような表現になっていることについて、ちょっと分かりづらいなという気がしました。事業者によっては1ページのみだったり複数ページ可能とも読めたり自由解釈ができてしまうのではないのでしょうか。
委員長	別の選考委員会で、仮に事業者A、事業者Bとしたときに事業者Aは表面のみの記載であった一方、事業者Bは両面に記載していたことがありました。確かにその差が評価の際にはなったのではないかな、ということがありました。 だからここは事業者によってどう捉えるかということですね。
事務局	紙ベースで提出していただくこともございまして、A4サイズ1枚といった形の表記になってございます。ただその場合1枚なのですが裏面まで記載していいのかどうなのかといったような疑義も生じるかと思いましたが、こうした表記の方にいたしました。 ページにすると1ページと2ページの違いというのが確かにあると思いますので文章表現等は考えさせていただければと思います。
委員長	これも事務局と委員長、副委員長で調整させていただきたいと思います。 (委員一同承諾)
委員長	他にご意見はございますか。なければ公募要項、第一次審査及び第二次審査について、一部修正の上、決定させていただきます。よろしいでしょうか。 (委員一同承諾) 以上で議題審議は終了しました。 今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。 6 今後のスケジュールについて (今後のスケジュールについて説明) 7 閉会

会 議 名	第2回港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年6月11日（木曜日）午後7時から午後8時20分まで
開 催 場 所	オンライン会議
委 員	（出席者）岡田委員長、野澤委員、村上委員、西川委員、宮内委員 （欠席者）なし
事 務 局	麻布地区総合支所管理課長 鳥居 施設運営担当係長 田中、管理係 古市
公認会計士	株式会社港公会計 井上
会 議 次 第	1 開会 2 財務状況等分析等の報告 3 議題審議 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査基準について（プレゼンテーションについて） 4 今後のスケジュールについて 5 閉会
配 付 資 料	資料1 財務状況調査・分析報告書 資料2 資金計画調査・分析報告書 資料3 第一次審査（書類審査）採点集計表 資料4 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）採点表 資料5 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について（案） 資料6 第1回港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会会議録 資料7 港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会委員名簿
会議の結果及び主要な発言	
委員長	1 開会 （委員長から開会挨拶） 2 財務状況分析等の報告 公認会計士から財務状況及び資金計画分析結果について、次の内容を報告。 【財務状況（総合評価）】 事業者A「可」 事業者B「可」 事業者C「可」 事業者D「可」 事業者E「可」 【資金計画（総合評価）】 事業者A「C」 事業者B「C」 事業者C「B」 事業者D「B」 事業者E「C」
D委員	各事業者の指定管理料に占める「その他経費」の割合は適切な範囲でしょうか。
公認会計士	各事業者の「その他経費」は、いずれも経費全体の1割以下であり、大きな違和感はないと考えます。事業者Aと事業者Dは、9%台とやや高

	めではありますが、他の指定管理者選考においては、2割近くの「その他経費」が計上されていた事例もあることから、今回、提案があった5事業者については、いずれも比較的低めの水準で設定されているものと見受けられます。
委員長	財務状況等の分析結果について他に質問はありますか。 (委員一同 なし) 3 議題審議 議題1 第一次審査通過事業者の決定について (事務局から第一次審査通過事業者の決定までの流れについて説明)
委員長	採点結果につきまして、各委員から講評をお願いいたします。
D委員	概況として、事業者Bと事業者Eは総じて低く評価し、事業者A、事業者C、事業者Dは高く、なかでも事業者Cを最も高く評価しました。事業者Bと事業者Eは、提案書類への記載内容が全体的に物足りず、記載も一般論に終始している部分が多く、具体性や実務への落とし込みが十分に読み取れない点がありました。 事業者Aは、得点率が60%を超えたものの、いくつか気になった箇所がありました。人員体制や園長・副園長候補者の役割分担、職員間の連携体制に関する記載が物足りず、特に大規模園の運営における組織体制については、不安が残りました。一次審査を通過するようでしたら、二次審査で確認していきたいと考えます。 事業者Bについては、提案が全体的に一般論に終始しており、提案書類の記載内容が薄いと感じました。「これまでの経験を活かし」という箇所が随所に出ていますが、具体的にどうしていくのかといった記載は、あまり見受けられませんでした。 事業者Cは、最も高く評価しました。保護者との関わりに関する考え方においては、PDCAサイクルを明確に打ち出し、計画の実行だけでなく改善までを見据えた運営姿勢が読み取れました。最近の保育業界のトレンドとなっている子どもの人権への配慮に関する記載も充実しており、評価しています。大規模園運営に対する考え方や取組の記載も具体的であり、実効性の高さが感じられました。 事業者Dは提案書類の記載内容が充実しており、区が求める保育方針を的確に捉えている点から2番目に高い評価としました。しかしながら、大規模園の運営実績が乏しく、その点については不安が残りました。 事業者Eは事業者Bと同様に提案書類の記載内容が全体的に薄く、職員の経験年数や人員構成に関する記載についても、若手層が多く、運営体制に不安が残りました。法人としての特色や強みも、提案書からは読み取れませんでした。
E委員	事業者A、事業者C、事業者Dについては高く評価し、事業者Bと事業者Eは低く評価しました。 事業者Aは、豊富な運営実績を有しており、保育理念や保護者との関わりに関する考え方や取組の記載も充実している点を評価しています。特に、地域特性の理解に基づく取組の充実や、全国的なネットワークを活かした人員確保力、本部のサポート体制の充実は、強みであると感じ

	ています。一方で、保育園全体の安全対策及び危機管理体制における保護者との関わりの記載には、少し物足りなさを感じました。 事業者Bは、実績が少なく、提案書類の記載内容も全体的に不十分で具体性に欠ける点が見受けられました。特に、管理運営体制において、副園長候補の経験不足による組織体制や人員確保の見通しの弱さ、ハラスメント対策への記載不足などがあり、低く評価しています。 事業者Cは、全体的に提案内容が充実しており、高く評価しています。特に、食育の具体的提案、地域連携の積極姿勢、経験豊富な職員配置と園長・副園長の明確な役割分担、欠員時のフォロー体制、現場運営を分野ごとに設置した「事業本部プロジェクト」という本部による現場へのサポート体制などを高く評価しました。 また、シルバー人材センターなどの外部人材の活用等についても実効性に期待が持てる内容でした。 事業者Dについては、大規模園運営に関する課題認識や強みの整理がちょっと不明確な点が見られたように感じましたが、経験豊富な園長・副園長の配置や「卒園生向けのプログラム」等、地域特性を踏まえたプログラム提案や保護者の対応について高く評価をしました。 事業者Dについては、大規模園運営に関する課題認識や強みの整理がちょっと不明確な点が見られたように感じましたが、経験豊富な園長・副園長の配置や「卒園生向けのプログラム」等、地域特性を踏まえたプログラム提案や保護者の対応について高く評価しました。 事業者Aは、提案書類が全体的に良くまとまっていました。保育園は安全性が重要であると考えますが、そうした点を踏まえた、子どもの安全やインクルーシブ保育の充実といった点は評価しています。 また、人材育成や研修への記載が充実していた点や、組織での運営や子どもの視点での運営についても、大規模園として取り組む姿勢が見受けられたことから高く評価しています。 事業者Bは、記載内容の質・具体性に劣り、大規模園運営への積極性や障害児・多様なニーズへの対応に関する視点が十分ではない点を踏まえ、評価を低くしました。職員配置についてもやや弱さが見られるように感じました。 事業者Cは、人材確保の点、特に経験不問での大量採用を前提としたような記載に懸念が残るため、一部評価を低くしたものの、全体としては、提案内容が充実していると感じました。 特に子どもの安全確保や人材採用・研修体制などは、具体的に示されており、高く評価しています。 また、大規模園運営に必要な組織体制や子ども視点での取組も提案書から具体的に読み取れたほか、職員配置についても優れた提案であると評価しました。 事業者Dは、提案書に丁寧に記載しており、様々な工夫も見受けられるものの、全体的に大規模園を運営していくうえでの想定が十分であるとは感じられず、安全対策においても、水遊びやプール活動等の具体的記載が不足していました。 事業者Eは、提案書類の文章量、記載内容ともに不足が目立ち、全体的に具体性に欠ける印象でした。特に、障害児や外国籍児等への支援については、多様な状況を想定した具体的な対応策が読み取れませんでした。 事業者Aは、認可保育園の運営実績が豊富であり、保育方針や事業計
B委員	
C委員	

画が体系的に整理され、第三者にも分かりやすい提案内容となっている点を高く評価しました。

また、障害児、外国籍児、性的マイノリティへの対応についても、法人内の発達支援事業の実績を活かした取組が期待できる点が強みであると感じました。

さらに、食事提供時の安全への取組や人材確保、本部のサポート体制についても提案が充実しており、安定的な園運営が見込まれると評価しております。

事業者Bは、認可保育園の運営実績が十分とは見受けられず、理念と具体的な運営方針の連動性が弱い点が課題であると感じました。

また、大規模園運営における子ども視点での提案や、食育における楽しさの視点が不足していたほか、園長・副園長候補者の経験や人材確保力、本部のサポート体制にも不安が見られたため、低く評価しております。

事業者Cは、提案内容が非常に充実しており、高く評価しました。小規模園中心の実績となっているものの、大規模園運営に関する具体的かつ多様な提案、食育の充実、大規模な園庭を活かした交通安全教室等の地域連携といった点などが高く評価できます。

また、園長・副園長候補者の経験や職員配置、人材確保体制、職員定着に向けた新任職員へのマンツーマンの「チューター制度」という育成制度が充実しており、本部のサポート体制も含めて、園運営を円滑に運営していくうえでの実効性が期待できる内容でした。

事業者Dは、小規模園中心の実績しかないこともあり、低く評価しています。地域特性を踏まえた園児の健全育成に対する取組の提案については、大きな園庭があることも踏まえた、より具体的な提案があると良かったです。一方で、副園長候補者は海外経験等もあるため、より多様な利用者への対応力が期待できました。人材確保の面でも人材紹介機能を有する点は評価しています。

事業者Eは、提案書類への記載内容が全体的に薄く、訴求点や具体性に欠けています。新任職員の給与水準が低い点や園長候補者の経験不足、大規模園における連携体制や人材育成、安全対策の記載不足などがあり、総じて低い評価としています。

A委員

事業者A、事業者C、事業者Dは高く評価し、事業者Bと事業者Eは低く評価しています。

事業者Aは、正規職員のうち常勤の職員配置が他事業者と比較すると少なく、人員配置については低く評価していますが、大規模園の運営実績や保育内容の充実に加え、給与・研修・福利厚生等の人材確保の点などが高く評価できます。

事業者Bは、大規模園の運営実績の不足に加え、提案書類の各項目への記載が基本的な説明に留まり、具体性に欠けることから、全体的に物足りなさが見られ、低く評価しています。

事業者Cは、大規模園の運営実績が乏しい点は不安と感じましたが、保育内容や職員の働きやすい環境整備、地域特性をよく理解した提案となっており、高く評価しています。園長候補者の経験年数が比較的浅い点については不安も残るため、一次審査を通過するようでしたら、二次審査において、確認していきたいと考えています。

事業者Dは、基本的な提案はされており、東麻布という地域を意識した提案にはなっているものの、大規模園の運営に関する具体的な考え方

	などにやや物足りない点が見受けられました。職員配置の提案については一定の評価ができます。 事業者Eは、大規模園の運営実績自体はあるものの、提案内容が物足りなく、地域特性への理解も不十分と感じました。園長候補者の経歴の変遷が多い点についても、組織運営への影響に対する懸念から、低く評価しました。
委員長	各委員からの講評を踏まえ、ご自身の採点について振り返る時間を設けます。採点を見直したい方はいらっしゃいますか。
B委員	事業者Aの6 その他(1) 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組について、他の委員の講評を聞き、2点から3点に変更します。 あわせて、事業者Dの5 安全対策・危機管理(3) 食事提供時の安全への取組(アレルギー対応、誤食・食中毒予防等の取組)についても、他の委員の講評を聞き、2点から3点に変更します。
D委員	点数の変更はありませんが、他の委員と評価が乖離している箇所について、補足でその理由を説明します。 事業者Aの3 事業運営(1) 法人の保育理念、基本方針及び事業計画について、2と評価した理由は、保育理念については、十分に記載されているものの、どのように保育園を運営していくのかといった、法人としての具体的な事業計画や運営方針に関する記載が欠けていると判断したためです。 事業者Bの4 管理運営体制(8) 再委託を予定している業務についても、再委託を予定している「施設内の警備体制」に1,200万円ほどの経費が計上されている点が気になったため、低く評価しています。
C委員	事業者Eの4 管理運営体制(1) 職員配置(正規、正規以外、常勤、非常勤職員の別、経験年数)について、他の委員の講評を聞き、10点から4点に変更します。
E委員	事業者Aの5 安全対策・危機管理(1) 保育園全体の安全対策及び危機管理体制について、他の委員の講評を聞き、4点から6点に変更します。緊急対応発生時の対応については記載が物足りなかったため、低く評価しましたが、園外保育時の内容については記載が充実しているため、評価を見直します。 事業者Cの4 管理運営体制(3) 人材確保・職員採用に対する考え方や取組についても、他の委員の講評を聞き、募集人材の実務経験不問の点については経験不足の職員配置の懸念が残るため、10点から8点に変更します。
委員長	他にご意見等がありますか。 (委員一同 なし) それでは、事務局から改めて点数の発表をお願いいたします。

事務局	事業者A 764 点、満点に対する得点率 74.5%、事業者B 593 点 57.9%、事業者C 801 点 78.1%、事業者D 734 点 71.6%、事業者E 600 点 58.5% となり、順位は、1 位事業者C、2 位事業者A、3 位事業者D、4 位事業者E、5 位事業者Bとなりました。 1 位から 3 位までの事業者の得点率は、第 1 回選考委員会で決定いただいた第一次審査通過の基準となる得点率 60%を満たしております。
委員長	では、点数はそのとおり確定します。 (委員一同承諾)
委員長	次に、第一次審査通過事業者、すなわち第二次審査で選考する事業者について審議します。選考基準では、第二次審査に進む事業者を 3 者程度としておりますが、いかがでしょうか。得点率の基準を満たしている事業者A、事業者C及び事業者Dとすることで、よろしいでしょうか。 (委員一同承諾)
委員長	では、そのとおり決定します。 3 議題審議 議題 2 第二次審査基準について（プレゼンテーションについて） （事務局から第二次審査のプレゼンテーション・ヒアリング実施方法について説明）
委員長	第二次審査について、プレゼンテーション 10 分以内、ヒアリング・質疑応答を 20 分程度とすることでよろしいでしょうか。 (委員一同承諾)
委員長	では、このとおり決定します。 次に、プレゼンテーションの出席者ですが、施設長候補者を含め 3 名以内とすることで、よろしいでしょうか。 (委員一同承諾)
委員長	では、このとおり決定します。 プレゼンテーション実施方法について、プロジェクターの使用は不可とすることで、よろしいでしょうか。 (委員一同承諾)
委員長	それでは、このとおり決定します。 最後に事務局から今後のスケジュールの説明をお願いいたします。 4 今後のスケジュール （事務局から今後のスケジュールについて説明） 5 閉会

委員長	(閉会の挨拶)
-----	---------

会 議 名	第3回港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会	
開 催 日 時	令和8年7月10日（金曜日）午後6時30分から午後9時5分まで	
開 催 場 所	港区役所 915 会議室	
委 員	（出席者）岡田委員長、野澤委員、村上委員、西川委員、宮内委員 （欠席者）なし	
事 務 局	麻布地区総合支所管理課長 鳥居 施設運営担当係長 田中、管理係 古市	
会 議 次 第	1 開会 2 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 3 事業候補者によるプレゼンテーション・ヒアリング（3事業者） 4 第二次審査採点及び事業候補者の選考について 5 閉会	
配 付 資 料	資料1	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について
	資料2－1	第二次審査選考基準・採点表（事業者A）
	資料2－2	第二次審査選考基準・採点表（事業者C）
	資料2－3	第二次審査選考基準・採点表（事業者D）
	資料3	第一次審査・第二次審査集計結果（スクリーン投影）
	資料4	第2回選考委員会会議録
会議の結果及び主要な発言		
委員長	1 開会 （委員長から開会挨拶） 2 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について （事務局から事業候補者の決定までの流れについて説明） 3 事業候補者によるプレゼンテーション・ヒアリング（3事業者） ・事業者によるプレゼンテーション ・ヒアリング（委員からの質疑と事業者からの回答） ～プレゼンテーション（事業者A）～	
D委員	東麻布保育園は大規模園になりますが、人員確保や組織体制については、どのように考えていますか。 また、大規模園ならではの安全確保に対する留意点について、教えてください。	
事業者A	人材確保についてですが、全国で約 70 か所の保育施設を運営しており、人材紹介会社等との連携もあり、これまでも短期間での同規模園の採用実績があるため、経験を活かし、必要な人員を確実に確保できると考えています。 安全管理については、定員 180～200 名規模の園の運営実績も有しており、大規模園運営に対応した安全管理マニュアルを整備していることから、マニュアルに基づいた安全管理を徹底し、安定した園運営を行って	

	いきたいと考えています。
D 委員	地元町会や関係機関との連携や世代間交流について、最も力を入れた取組をお聞かせください。
事業者 A	現在、運営している園では、地域の祭りへの参加や、町会と連携した子どもの引取訓練を実施しています。引取訓練では、保護者や子どもたちと顔の見える関係を築くことで、災害時等に地域全体で子どもたちを守る体制づくりに取り組んでいます。東麻布保育園においても、地域とのつながりを大切に、子どもや保護者が地域の一員であることを実感できる園づくりを進めていきたいと考えています。 また、世代間交流については、現在、運営している園でも高齢者施設や小学校との連携を行っています。地域とのつながりがない状態から関係づくりを進めた経験があり、小学校との交流や保育士体験などの取組を実施しています。 特に保育士体験では、小・中学生が保育現場で子どもたちと交流しながら職業理解を深める機会となっており、好評を得ています。東麻布保育園においても、こうした地域との交流や世代間交流を積極的に進めていきたいと考えています。
E 委員	指定管理者として保育園の運営を実施した経験はありますか。ある場合、貴社の直営と指定管理による運営の違いについて、どのように捉えているかお聞かせください。
事業者 A	大きな違いは、行政や地域との連携にあると考えています。自社の直営園では、法人の特色を打ち出しやすい一方、指定管理による園では、公立園の一員として足並みを揃えながら運営することが重要であると認識しています。 民間事業者としての強みを生かし、公立保育園の運営にも良い影響を与えていくことが重要であると考えています。何よりも相互の対話が重要であると考えており、指定管理を担う場合は、行政や地域との定期的な連絡協議会を設置し、継続的な情報共有や意見交換を行っています。
E 委員	園長候補者の経歴を見ると、大規模園での勤務経験はあるものの、施設長としての経験は比較的、小規模な園が中心であるように見受けられます。大規模園を運営するに当たり、どのような点を課題として認識しているかお聞かせください。
事業者 A	大規模園における課題は、職員数の増加に伴うコミュニケーションの確保であると考えています。私どもは、現在も職員との対話を重視しており、職員一人ひとりと話す時間や面談の機会を計画的に設けています。 大規模園においては、園長と副園長との役割分担を進める中で、職員が園長や副園長にいつでも相談できる安心感のある組織づくりを行いたいと考えています。 また、情報共有の仕組みを整え、職員が安心して働ける環境を維持していきたいと考えます。
E 委員	シフト勤務により職員が常時、全員、同じ時間帯に勤務しているわけではない中で、事故対応や災害対応などの重要な情報について、どのよ

	うな方法やルールで迅速に共有し、周知していくのかお聞かせください。
事業者A	職員が1日1回、必ず集まる時間を設けて昼礼を実施するとともに、職員専用アプリを活用し、昼礼内容や連絡事項を速やかに共有していきます。 また、マニュアルや議事録等の内容ごとにアプリ内にグループを作成し、職員が内容を確認したことを把握できる仕組みを導入しています。 さらに、職員会議等においては、全員が確認できたかを確認する時間を設けるほか、必要に応じて紙媒体による確認も行い、確実な周知に努めています。 組織内の情報伝達については、クラスリーダー、主任、園長へと情報を伝える体制を整備し、情報共有を行っています。 東麻布保育園のような大規模園においても、情報の流れを明確にし、重要な情報が確実に共有される体制を維持していきたいと考えています。
B委員	法人理念として示されている多様性の考え方について、基本的生活習慣の形成という視点から、具体的にどのような保育を行うのかお聞かせください。 また、シルバー人材センターの活用について、イベント等の単発的な取組ではなく、日常的にどのような形で活用していくのかお聞かせください。
事業者A	法人では、多様な個性を尊重することを理念としており、子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた保育を大切にしています。乳児期には育児担当保育を実施し、一対一の丁寧な関わりを重視しています。 また、幼児期においても、生活の切り替えが苦手な子どもなどに十分対応できるよう、職員配置を工夫し、クラスを超えて職員同士が互いにフォローし合いながら保育を行っています。 子どもの発達や特性については全職員で共有し、丁寧な支援ができる体制づくりに努めています。 シルバー人材センターの活用については、行事に限らず日常的な交流を重視しています。子どもたちの興味や関心に応じて高齢者を招き、昔遊びを教えてもらう機会を設けるほか、保育参観への参加や高齢者施設との継続的な交流を行っています。敬老の日などの特定の行事だけではなく、日常的な保育活動の中で世代間交流を進めていきたいと考えています。
C委員	東麻布保育園が大規模園であることを踏まえ、特に安全管理上どのような点に留意して運営していく考えか、もう少し詳しくお聞かせください。
事業者A	法人には安全管理を専門に担当する部署があり、各施設で発生した事故や保護者対応事例などの情報を速やかに共有する体制を整えています。 また、マニュアルの目的を職員に理解させた上で、安全管理マニュアルの周知を徹底し、職員全員が内容を理解したうえで運用できるよう取り組んでいます。 さらには、不適切保育防止研修なども継続的に実施し、安全意識の向

	上を図っています。大規模園では、災害時の避難や緊急対応において対応する子どもの人数が多くなるため、避難訓練等を繰り返し実施し、職員が迅速かつ適切に行動できるよう体制を整えていきたいと考えます。
C委員	引取訓練について説明がありましたが、訓練を実施するうえでは周辺地域との連携が重要になると考えます。地域との連携について、具体的にどのような取組を行っていくのかお聞かせください。
事業者A	まずは町会等への挨拶を行い、法人の考え方や保育方針を伝えるとともに、地域が大切にしていることを伺いながら関係づくりを進めていきます。 引取訓練については、町会と連携しながら実施することを想定しています。訓練時には保護者や地域へ事前周知を行い、町会の方による避難誘導や避難所の案内、防災備蓄品の紹介などを行うことで、実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。こうした取組を継続的に実施し、その意義を発信していくことで、地域、保護者及び園が一体となって子どもたちを守る意識の醸成につなげていきたいと考えます。
A委員	東麻布保育園には複数の併設施設がありますが、それらの施設との連携や関わりについて、どのように考えているかお聞かせください。
事業者A	東麻布保育園には、様々な施設やコミュニティが存在していることに大きな魅力を感じました。現在の園でも地域との関係づくりに積極的に取り組んできた経験があり、東麻布保育園においても、自ら働きかけながら併設施設との関係を構築していきたいと考えています。日頃から丁寧なコミュニケーションを重ね、それぞれの施設と協力しながら連携を深め、子どもたちにとってより良い環境づくりにつなげていきたいと考えています。
A委員	園長候補者の方は、これまで同一敷地内の施設と連携してきたような経験はありますか。
事業者A	同一敷地内に複数の施設がある環境での運営経験はありません。
A委員	提案書を見ると、職員の給与水準は高いと見受けられますが、離職率はどの程度でしょうか。
事業者A	直近の速報値では、正規職員と保育分野のフルタイムパートの職員を含め、離職率は10%程度です。
委員長	それではこれでヒアリングの時間を終了といたします。事業者Aはご退出ください。 ～プレゼンテーション（事業者C）～
D委員	東麻布保育園は定員160名の大規模園ですが、人材確保や組織体制について、あらためて、特に人材確保に関する具体的な取組についてお聞かせください。

事業者C	保育士の確保が年々難しくなっている状況を踏まえ、求人サイトを活用するほか、現在、指定管理を担っている園では行政とも相談し、保育園の活動を発信するホームページ等を通じて採用活動を行っています。 また、法人本部と連携し、大学や専門学校との関係づくりや実習生の受入れを進め、実習を通じて職員採用につなげるようにしています。 人材確保は大切ですが、私たちは職員の定着化も重要視しています。そのため、職員一人ひとりの悩みや課題に丁寧に寄り添い、働き続けたいと思える職場環境づくりを進めています。 法人内には、「未来人材部」を設置し、学校訪問や講座の実施などを通じて、学生に法人の理念や保育方針を知ってもらう機会を設けています。こうした取組などを通じ、保育士を目指す方に当法人への理解を深めてもらい、実習や採用につなげていきます。
D委員	地元町会や関係機関との連携や世代間交流について、特に力を入れたい取組をお聞かせください。
事業者C	東麻布地域には多くの大使館があり、外国籍の住民の方がいることも特徴です。そうした方々も含め、高齢者、子どもたち、外国籍の方々など、多様な人々が交流できる一つの「村」のような、東麻布の「地域共生の場」を東麻布保育園を運営する中で作っていきたいと考えています。 保育園を中心として様々な世代や地域の方々とのつながりを育み、地域全体で子どもたちを見守り育てる環境づくりを進めています。 世代間交流については、現在、建設中の小規模多機能型居宅介護施設を有する新たな公共施設をはじめ、旧飯倉小学校内には、学童クラブ、みなと保育サポート、協働スペースなどが同一敷地内に配置されることから、様々な世代の交流が行える場として、大きな可能性を感じています。高齢者や小学生、地域住民が日常的に行き交う環境は、子どもたちにとっても大人にとっても交流の場となっていくと考えています。
E委員	プレゼンテーションの中で「個を知る」という説明がありました。大規模園では多くの子どもが在籍しますが、一人ひとりの子どもを理解するため、どのようなことを心掛けていくのか、お聞かせください。 また、そうした理念を職員へどのように伝え、実践につなげているのかお聞かせください。
事業者C	保育において最も大切にしていることは、子どもたちを枠にはめず、一人ひとりの個性や育ちを尊重することです。子どもたちは、それぞれ異なる可能性を持っており、自ら育つ力を備えているため、保育園、保護者及び地域がその育ちを支える存在でありたいと考えます。 子どもが自らの行動を選択し、挑戦し、時には失敗を経験しながら成長できる環境を整え、その過程を保護者や地域とともに見守る保育を大切にします。 「個を知る」ことは、子どもたち一人ひとりの特性や人格を否定することなく、肯定的に受け止め、その人権を尊重することです。職員に対しては、こうした考え方を日常の保育における基本的な考え方として日々共有し、子どもへの理解を深めながら、ともに保育をつくり上げていくようにしてまいります。
E委員	保護者からの苦情や要望への対応に当たり、園と法人本部の役割分担

	は、どのようになっているのかをお聞かせください。どのような場合には法人本部が対応しているのかなど、具体的な事例があればあわせてお聞かせください。
事業者C	保護者から苦情や要望があった場合は、まず園として真摯に受け止め、事実確認や状況把握を行ったうえで、法人本部と連携しながら解決に向けて対応しております。 事故対応については、危機管理基本マニュアルに基づき対応しており、たとえば、受診を要するような子どもの事故が発生した場合は、30分以内に法人本部や行政へ報告するようにしております。 法人との役割分担ですが、園が中心に対応してまいりますが、法人本部と密に連絡を取り、一体となって状況確認や対応方針の共有を行うことで、適切な対応となるようにしております。
E委員	法人本部が直接的に保護者対応に関わるような事案について、具体的にお聞かせください。
事業者C	たとえばですが、子どもが歯を損傷したような事案が挙げられます。歯の損傷は当初は大きな問題とならなくても、永久歯となる数年後に歯が黒くなってしまうなどの苦情を受けたり、場合によっては、訴訟等へ発展するケースもあります。 そのため、このような事案については初動対応を特に重要視しており、保育園のみで対応するのではなく、法人本部も積極的に関与しています。保護者への説明や補償内容の確認等も行うなど、法人本部が直接対応できるような体制を整えています。
B委員	これまでの運営実績は、小規模園や中規模園が中心と見受けられます。大規模園は子どもの人数が多く、施設内外の交流も活発になることから、様々なトラブルが発生することも想定されます。大規模園特有の課題や交流活動に伴うトラブル等を想定した職員研修について、どのように考えているかお聞かせください。
事業者C	大規模園においては、一人ひとりへの見守りがより重要になると考えています。そのため、職員には、クラス単位だけで子どもを見るのではなく、園全体で子どもたちを育てるという意識を持ち、密に連携することを伝えています。自分のクラス以外の子どもについても積極的に理解していくよう、互いに支え合うことの重要性を日頃から伝えています。安全な保育を実現するためには職員同士のコミュニケーションが不可欠ですので、職員が周囲の状況に常に目を配りながら協力して保育を行えるよう、働きかけています。 職員研修も実施しますが、研修だけでなく、保育アドバイザー等が現場に入り、日々の保育を職員とともに振り返りながら、保育の質の向上や課題改善につなげるような、実践的な支援にも取り組んでいます。
B委員	保育アドバイザーが現場に入るのは、どのくらいの頻度でしょうか。
事業者C	通常は月1～2回程度になりますが、運営上の課題があるクラスや保護者対応が困難なケースが発生した場合には、集中的に現場へ入り、継続的な支援を行っています。

	法人本部では、複数の施設を受け持っておりますが、その中でも、優先順位を付けて支援を実施するようにしております。
B 委員	障害児保育や特別な配慮を必要とする子どもへの支援について、大規模園における保育方針や取組をお聞かせください。
事業者 C	私たちは、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じクラスの中できずとも育ち合うことを大切にしています。支援が必要な子どもを特別に切り離して考えるのではなく、クラスの中でどのように一緒に過ごし、遊んだり活動できるのかを子どもたちとともに考えてまいります。 子ども一人ひとりの個性を受け入れ、園全体で成長を見守り、支える保育を実践していきたいと考えます。 障害や発達上の課題がある子どもにとって安心できる環境とは何かといったことを、職員全体できずとも考え、環境の整備を進めていきます。子ども自身が変わってもらうのではなく、環境を整えることで、その子どもにとって過ごしやすくなることが重要です。そして、そうした取組は、結果として全ての子どもにとっても良い環境につながるものと考えます。
C 委員	職員の定着化が重要であるとの説明がありました。提案内容にあったチューター制度について、導入による効果や具体的な事例があればお聞かせください。
事業者 C	チューター制度は、新任職員に対し、先輩職員等が継続的に支援を行う仕組みになります。 新任職員は日々の業務において、様々な不安や悩みを抱えることがあります。身近に相談できる職員がいることで、不安の早期解消や課題解決につなげていくものになります。 安心して相談できる環境を整えることは、保育や業務に集中しやすくなり、職員の定着だけでなく、成長にも効果があると考えています。
C 委員	特に新任職員に対しては、どのような支援や育成を行っていくのか、お聞かせください。
事業者 C	新任職員に対しては、チューター制度による支援に加え、園長、副園長及び乳児・幼児リーダーによる定期的な面談を実施してまいります。 面談にて、職員一人ひとりの状況を把握しながら、不安や悩みを早期に解消できるよう支援するとともに、精神的に安心感を持って働ける環境づくりに努めてまいります。職員が長く働き続けられる職場づくりを進めていきたいと考えます。
C 委員	多世代交流や地域共生を重視した提案は大変魅力的だと感じます。一方で、交流の推進と安全を確保することは、時に両立が難しい面もあると思います。交流と安全対策をどのように両立していくのか、お聞かせください。
事業者 C	敷地内には保育園のほか、学童クラブ、みなと保育サポート、高齢者施設等が整備されることから、交流を行う際には各施設の管理者等と十分に協議をしていく必要があると考えます。どのような方法であれば安全

	に交流していけるのかを関係者ととともに検討し、必要なルールや体制を整えてまいります。安全確保が最優先ですが、対策を講じたうえで、積極的に多世代交流や地域交流を推進していきたいと考えます。 施設間交流については、保育園が中心となって関係者と協議を重ねながら進めていきたいと考えています。安全確保を理由に過度に閉鎖的な施設運営とするのではなく、どのように安全を確保していけば積極的に交流ができるのかを関係者ととともに検討してまいります。
A 委員	園長候補者及び副園長候補者の経歴を拝見すると、園長候補者が最も若く、園長としての経験も比較的浅いように見受けられます。園長候補者を選任した理由や期待している点についてお聞かせください。
事業者 C	園長候補者は、保育士、主任、副園長を経て園長を務めるなど、長年にわたり、当法人の保育事業に携わり、法人理念や保育方針を実践してきた職員になります。これまでの経験や実践力を踏まえ、東麻布保育園を地域や行政との連携を図る拠点として、運営していくことに最もふさわしい人材であるため、園長候補者としました。 副園長候補者については、経験豊富な職員を配置し、園長をしっかりと支えていくような体制としています。園長を支援し、育てていくといった視点も大切だと考えております。組織全体で職員を成長させていくような体制を構築したいと考えています。
A 委員	園長候補者と副園長候補者との連携や、人数の多い非常勤職員との関わりにおいて、どのような点を心掛けますか。
事業者 C	園長と副園長については、同じ執務室におりますので、日常的に密なコミュニケーションを取り、園の運営や職員の状況などについて、共有してまいります。どんなに小さなことでも互いに積極的に共有し、課題解決に取り組んでまいります。その他にも、定期的に園長・副園長会議を実施することも考えています。 非常勤職員との関わりについてですが、保育室を巡回する際、積極的に声掛けを行い、職員の様子や不安、課題等を把握するよう努めています。 常勤、非常勤にかかわらず、職員一人ひとりを大切にし、安心して働ける環境づくりを進めることで、職員の定着や働きやすい職場づくりにつなげていきたいと考えます。
D 委員	障害者雇用率が法定雇用率に達していない状況ですが、その要因をどのように認識していますか。また、今後、達成に向けてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。
事業者 C	現在の障害者雇用率は法定雇用率にわずかに届いていない状況です。法人内に「ワークステーション」を設置し、総務や経理などのバックオフィス業務の中から、障害のある方にも対応可能な業務を切り出すことで、障害者の法定雇用率の達成を目指してまいります。
委員長	それではこれでヒアリングの時間を終了といたします。事業者 C はご退出ください。

	～プレゼンテーション（事業者D）～
D委員	提案書からは、100名を超える定員規模の園の運営実績は多くないように見受けられます。東麻布保育園は大規模園となりますが、人材確保や組織体制の構築について、法人としてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。
事業者D	人材確保については、子会社に人材紹介会社を有しているほか、求人媒体の活用、社内紹介制度など、複数の採用手法を擁しています。 大規模園の運営に当たっては、必要な人材を早期に確保することが重要であると考えており、法人として計画的かつ継続的に採用活動を行う体制を整えています。
D委員	大規模園特有の安全確保策について、もう少し具体的にお聞かせください。
事業者D	第一に、園内の組織体制を確立し、副園長や主任を含めた職員間の情報共有を徹底することが重要であると考えます。 また、必要に応じて本部のスーパーバイザーとも連携しながら対応していきます。避難訓練や不審者対応訓練、引渡訓練等についても継続的に実施していきたいと考えています。
C委員	ご説明いただいた内容からは、「大規模園ならではの」ということが伺いにくいのですが、法人としての一般的な対応という理解でよろしいでしょうか。
事業者D	大規模園では、園児数や職員数が多くなります。そのため、そうした点を踏まえ、大規模園に対応した安全対策マニュアルを整備し、本部主導で体制を構築していきたいと考えています。 基本的な安全対策は他の園と共通する部分もありますが、大規模園では園長から副園長、職員への指示伝達や情報共有がより重要になると認識しています。そのため、組織内の連携体制を強化するとともに、避難訓練や不審者対応訓練等の質を高め、緊急時に職員が迅速かつ適切に対応できる体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。
C委員	地域の町会等との連携について説明がありましたが、特に世代間交流について、東麻布保育園において実施してみたい取組があればお聞かせください。
事業者D	地域で暮らす高齢者の方々を保育園行事等に招き、子どもたちとの交流を図っていききたいと考えています。近隣小学校との連携も重要であると考えており、子どもたち同士の交流につながる取組を進めていききたいと考えています。 そのほかにも、新たに整備される小規模多機能型居宅介護施設とも日常的な交流や連携を図り、多世代が関わっていけるような環境づくりに取り組んでいききたいと考えています。
E委員	大規模園への対応について、子どもへの支援という観点からお伺いします。大規模園特有の課題をどのように認識しており、その課題にどの

	ように対応していくのか、お聞かせください。
事業者D	大規模園では、1クラス当たりの園児数が多くなることが課題であると認識しています。そのため、配置基準を満たすだけでなく、必要に応じて職員を配置しながら保育を行っていきたいと考えています。 あわせて、多くの子どもたちに適切に対応するためには職員一人ひとりの保育の質も重要であることから、研修等を通じて職員の専門性や保育の質の向上を図り、大規模園においても一人ひとりに丁寧に関わることができる体制づくりを進めていきたいと考えています。
E委員	大規模園では職員数も多くなることから、職員間の情報共有が重要になると認識しています。事故発生時の対応など、重要事項について、勤務時間帯が異なる職員も含め、どのように情報共有を行っていくのか、お聞かせください。 また、多くの職員が働く中で、職員間のコミュニケーションをどのように図っていくのかも、あわせて教えてください。
事業者D	職員配置については、非常勤職員も含めて余裕を持った体制を整えていく考えです。それにより、職員が保育から離れて情報共有や会議、研修の振り返り等を行える環境づくりに取り組みたいと考えています。職員数に余裕を持たせることで、こまめな情報共有や職員間のコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 また、各種連絡ツールやチャットツール等のICTを活用し、必要な情報を迅速に共有できる体制を整えます。 加えて、法人本部への相談窓口も設けることで、園長への相談に加え、本部へ直接相談できるような環境を整備し、職員が安心して働ける体制づくりに努めます。
E委員	情報共有ツールについては、全職員が共通して利用する仕組みが整備されているという理解で良いですか。
事業者D	はい。職員にはパソコン等の情報機器が整備されており、各園においてICTツールを活用した情報共有体制が整備されています。チャットツールは、全職員が一斉につながるような仕組みではありませんが、園内の組織や役割ごとに連絡・情報共有ができる体制としており、必要な情報が円滑に共有されるよう運用しています。
E委員	職員間のコミュニケーションについては、主にICTツールを活用して行うという理解でよろしいですか。
事業者D	ICTツールは情報共有の手段の一つとして活用しますが、職員間のコミュニケーションはそれだけではなく、日常的な対話も重要であると考えています。 大規模園では職員数が多いため、伝達事項に漏れが生じないように、クラス単位での会議を定期的実施するなど、小規模な単位での情報共有を大切にしていきたいと考えます。 また、園長が職員一人ひとりに積極的に声を掛けることを重視しており、クラス単位だけでなく個々の職員とも継続的にコミュニケーションを図ることで、相談しやすく風通しの良い職場環境づくりに努めており

	ます。
E 委員	保護者対応についてですが、事故や苦情等が発生した際の園での対応と、本部による支援体制について、役割分担を教えてください。
事業者D	事故や苦情等が発生した際には、まず初動対応を適切に行うとともに、保護者に対して丁寧な説明を行うことを重視しています。 本部とも速やかに情報共有を行い、原因分析や改善策の検討を進めながら、その経過についても保護者へ継続的に説明し、安心していただけるように努めています。 保護者からの要望や苦情等については、まず園長が対応しますが、その内容は本部、スーパーバイザー等とも共有したうえで、対応方針を検討しています。その結果、全保護者への周知が必要と判断した場合には文書配布や連絡システムを活用して対応するなど、本部も継続的に支援を行います。 一方で、現場で即時に解決可能な案件については、園長や主任を中心に迅速に対応することとしています。
E 委員	園だけで課題を抱えるのではなく、必要に応じて本部から支援を受けながら対応していくという理解で良いですか。
事業者D	はい。園だけで対応するのではなく、本部と連携しながら対応していきます。案件によっては区からの助言も受けながら、適切な対応につなげていきたいと考えています。
B 委員	保育園は子どもたちの生活の場でもあります。基本的生活習慣の形成について、大規模園といった特性を踏まえ、その課題をどのように認識しているか。また、その課題にどのように対応していく考えなのか、お聞かせください。
事業者D	子どもは一人ひとり発達や特性が異なるため、それぞれの状況を適切に把握しながら支援していくことが課題であると考えています。そのため、職員を手厚く配置し、子ども一人ひとりの様子を職員間で共有しながら、どのような支援が必要なのかを検討し、保育に取り組んでいきたいと考えています。 また、職員同士で子どもの状況を共有することに加え、研修等を通じて職員の理解や対応力の向上を図り、一人ひとりの発達に応じた丁寧な支援ができるように努めてまいります。
B 委員	障害のある子どもだけでなく、特別な配慮を必要とする子どもへの支援についても、継続的なフォロー等が必要になると思います。大規模園では職員数も多くなります。その中では、経験の浅い職員と経験豊富な職員との連携が重要になると考えます。 そうした子どもたちへの支援体制や、職員間でのフォロー体制をどのように構築していく考えかお聞かせください。
事業者D	支援が必要な子どもについては、職員間で情報を共有しながら対応していきたいと考えています。区の巡回支援等も活用し、専門的な助言を受けながら子どもの状況を把握してまいります。保育を行っていくうえ

	で、気になる子どもや特別な配慮が必要な子どもについては、情報を園長まで上げてもらい、園全体で共有したうえで、有識者や専門職から助言を受けながら適切な支援につなげていきたいと考えています。
C委員	園長候補者の経歴ですが、多くの施設で勤務された経験がある一方、在籍期間が比較的短い施設もあります。その経緯についてお聞かせください。
事業者D	最初に勤務した法人では、公立園の民営化の際、複数の園を運営しており、職員異動により複数の園で勤務していました。同法人には約30年間在籍し、その間に様々な園で経験を積んでいます。 その後ですが、保育分野以外の子どもへの支援についても学びたいと考え、児童相談所や医療機関において、要保護児童支援や特定妊産婦支援、特別養子縁組支援などに携わりました。そうした経験を通じて子どもや家庭への支援について学んだ後、再び保育園運営に携わることとなり、現在の経歴に至っています。
C委員	東麻布保育園は大規模園であるとともに異年齢保育を実施していますが、異年齢保育の経験については、ありますか。
事業者D	異年齢保育については、これまでも関心を持って取り組んできました。以前から異年齢保育に関する研修を受講し、その理念や考え方について学んできております。 また、現在勤務している園においても異年齢保育を進めており、その取組に違和感はありません。少子化が進む中で異年齢保育の重要性は高まっていると考えており、東麻布保育園においても、その考え方を踏まえながら保育を行っていきたいと考えています。
C委員	大規模園で異年齢保育を実施するに当たり、特にどのような点に留意して取り組んでいくべきか、お考えをお聞かせください。
事業者D	異年齢保育を実施するに当たっては、子どもたちの興味や発達に応じた遊びの環境を整えることが重要であると考えます。遊びのコーナーについては、子どもたちの様子を見ながら定期的に見直しを行い、多様な遊びが展開できる環境づくりに取り組みたいと考えています。 また、異なる年齢の子どもたちが自然に関わることができる機会を増やし、年下の子どもは年上の子どもに憧れを持ち、年上の子どもは年下の子どもと関わることで思いやりや自信を育むことができるような環境づくりを進めていきたいと考えています。
A委員	東麻布保育園には複数の併設施設がありますが、それらの施設との連携に当たり、園長候補者としてどのような点に心掛けていく考えかお聞かせください。
事業者D	同一敷地内にある施設とは、日頃から自然な交流を行っていきたいと考えます。学童クラブの子どもたちを保育活動に招いたり、小規模多機能型居宅介護施設の利用者との交流を行ったりするなど、子どもたちが様々な世代と関わる機会を設けていきたいと考えています。 また、日常的な挨拶やコミュニケーションを通じて施設間の関係づく

	りを進め、相談しながら、無理のない形で交流を発展させていきたいと考えています。
委員長	それではこれでヒアリングの時間を終了といたします。事業者Dはご退出ください。
	4 第二次審査採点及び事業候補者の選考について ・事務局から採点集計結果について報告 ・各委員からの講評 ・事業候補者の決定
事務局	採点の結果を第一次審査及び第二次審査を合わせて発表します。 【事業者A】 第一次審査 764 点 第二次審査 370 点 合計点 1,134 点 二次得点率 74% 合計得点率 74.4% 【事業者C】 第一次審査 801 点 第二次審査 420 点 合計点 1,221 点 二次得点率 84% 合計得点率 80.1% 【事業者D】 第一次審査 734 点 第二次審査 325 点 合計点 1,059 点 二次得点率 65% 合計得点率 69.4% 1 位が事業者C、2 位が事業者A、3 位が事業者Dとなります。
委員長	委員の皆様から講評をお願いします。
D委員	私は事業者Cを第1位に評価しました。事業者A及び事業者Dについてはほぼ同程度の評価としています。 事業者Aについては、園長候補者から保育に対する強い思いや熱意が感じられましたが、プレゼンテーション全体としては個人の経験に基づく説明が中心であり、組織としての運営方針に関する説明が弱い印象を受けました。説明も、やや冗長であったように感じました。 事業者Cについては、区立保育園に求められる役割や公共性を十分に理解しており、その立場を踏まえた運営方針が示されていた点を高く評価しました。 また、人材確保や人材育成に関する課題認識が的確であり、それに対する具体的な対応策も示されていました。さらに、園運営を園長個人の力量に依存するのではなく、本部による支援体制を含めて組織的に運営していこうとする姿勢が感じられました。 事業者Dについては、人材確保や職員育成に関する説明に具体性があり、その点は評価しています。 また、自身の経験に基づいた課題認識や対応策には一定の説得力がありました。 一方で、安全管理や危機対応に関する説明については十分とは言えず、大規模園運営の経験面で不安を感じました。
E委員	事業者C、事業者A、事業者Dの順で評価しています。 事業者Aについては、法人としての豊富な運営実績があり、その経験に基づく安定感は評価しています。

B 委員	一方で、園長候補者の園長経験が比較的浅い点については、保育に対する熱意は十分に感じられましたが、不安もあります。総合的には、法人としての経験や組織力は評価できます。 事業者Cについては、子どもや保育に対する考え方が明確であり、高く評価しました。職員定着に関する具体策については、コミュニケーションを重視するとの説明があり、その部分については、やや具体性に欠ける部分もありましたが、本部による支援体制や研修体制については、高く評価しています。 園長候補者は丁寧な受け答えが印象的で、誠実さが伝わり、安心感を持つことができました。 事業者Dについては、小規模園を中心とした運営経験が多い中で、大規模園運営に対する考え方や対応策について、十分な説得力を感じることができませんでした。 また、人材確保に関する説明も一般的な内容にとどまっており、東麻布保育園規模の人員を着実に確保できるかという点に不安が残りました。このため、他の2事業者と比較すると評価は低くしております。 事業者C、事業者A、事業者Dの順で評価しています。 事業者Aについては、提出書類の完成度は高く、法人としての組織力や運営体制は高く評価しています。 ただし、今回の選考は東麻布保育園という一つの園の運営を任せられるのかといった点を評価するものであり、その観点から見ると、園長候補者の説明は自身の経験や思いが中心で、地域や関係機関とどのように連携しながら園を運営していくかという視点がやや弱い印象を受けました。 東麻布保育園として求められる地域とのつながりについての問いに対し、法人が現在、運営している園が実施している地域の祭りへの参加や町会と連携した子どもの引取訓練を実施するといった説明にとどまり、この園の特徴を踏まえた十分な説明とはなっていないように感じました。保育内容そのものについては評価しています。 事業者Cについては、園長候補者が緊張のためか、受け答えに不慣れな部分は見られたものの、園を運営していくにあたっての姿勢や誠実さは伝わり、地域の方々や関係者との関係づくりを進めていくうえでの安心感がありました。園長経験は長くないものの、保育現場での経験が豊富であり、現場を理解した運営が期待できると感じました。 さらに、「未来人材部」や「ワークステーション」といった人材確保や障害者雇用など、法人として新たな取組を進めている点を評価しました。 提案された取組については、実際に成果が見える形で園の運営に活かしてもらえることを期待しています。 事業者Dについては、園長候補者及び副園長候補者ともに様々な経験を有していることは評価できますが、保育現場で継続的に経験を積んできた期間が比較的短いように感じました。そのため、大規模園の運営や組織マネジメントの面で不安が残りました。 また、危機管理、安全管理については、防災や震災対応に関する説明はありましたが、大規模保育園の日常運営における事故防止や安全確保といった視点での説明が十分ではなかったため、その点は課題があると感じました。
C 委員	事業者Aと事業者Cは、同点で評価しています。

	事業者Aについては、園長候補者の説明がやや長く感じられた部分はありましたが、質問に対しては、実務経験に基づき具体的に回答しており、現場での豊富な経験が伝わってきました。 また、全体的に区が求める内容に沿った提案ができていたと評価しています。 事業者Cについては、園長候補者が緊張している様子も見受けられましたが、同一敷地内の様々な施設との連携について、具体的な将来像や構想を示していた点を評価しました。東麻布保育園の特徴である複合施設との連携について、具体的なイメージを持っていることが伝わり、その点は高く評価できます。事業者Aとは異なる観点での強みがあり、総合的に同等の評価としました。 事業者Dについては、園長候補者の経験が十分とは言えず、質問への回答も一般的な内容が多かった印象を受けました。 特に、大規模園運営や安全管理に関する説明については、実際の経験に裏付けられた具体性がやや不足しているように感じました。このため、事業者A及び事業者Cと比較すると低い評価としています。 A委員 事業者Cが一番高く、事業者A及び事業者Dを同点で評価しています。 事業者Aについては、園長候補者が豊富な実務経験を有しており、その点は評価しています。一方で、プレゼンテーションでは説明がやや長くなり、要点が伝わるまでに時間を要しました。第一次審査では高く評価していたため、期待もありましたが、その期待を十分に上回る内容ではなかったです。 ただし、法人としてのサポート体制は充実しており、その点は評価しています。 事業者Cについては、第一次審査の時点では園長候補者の経験面に不安がありましたが、今回のプレゼンテーションを通じて、言葉だけではなく行動で示していく強い意欲を感じました。 また、保育に対する姿勢に好感が持て、実際に園運営を担う姿をイメージすることができました。本部による現場への支援体制や園長候補者に対し経験豊富な副園長を配置するなどバックアップ体制も整っており、安定した園運営が期待できると判断し、最も高く評価しました。 事業者Dについては、園長候補者の受け答えは的確であったものの、大規模園運営に関する具体的なイメージや経験に基づく説明が十分には伝わってきませんでした。 プレゼンテーション全体としても一般的な内容が多く、大規模園特有の課題に対する考え方や対応策について、より具体的な説明を期待していましたが、説明が不十分だったと感じています。第一次審査では東麻布地域に対する理解や提案内容を評価していましたが、今回のプレゼンテーションではその強みを十分に感じる事ができず、事業者Aと同程度の評価としました。 委員長 他の委員の講評を踏まえ、ご自身の採点を見直したい方がいましたら、お知らせください。 (委員一同 なし) 委員長 では、これで最終の審査結果として確定します。あらためて、事務局から第一次審査・第二次審査合計点数及び順位の発表をお願いします。
--	---

事務局	次のとおり、事業者Cが1位となります。 【事業者A】 <table><tr><td>第一次審査</td><td>764点</td><td>第二次審査</td><td>370点</td><td>合計点</td><td>1,134点</td></tr><tr><td>二次得点率</td><td>74%</td><td>合計得点率</td><td>74.4%</td><td></td><td></td></tr></table> 【事業者C】 <table><tr><td>第一次審査</td><td>801点</td><td>第二次審査</td><td>420点</td><td>合計点</td><td>1,221点</td></tr><tr><td>二次得点率</td><td>84%</td><td>合計得点率</td><td>80.1%</td><td></td><td></td></tr></table> 【事業者D】 <table><tr><td>第一次審査</td><td>734点</td><td>第二次審査</td><td>325点</td><td>合計点</td><td>1,059点</td></tr><tr><td>二次得点率</td><td>65%</td><td>合計得点率</td><td>69.4%</td><td></td><td></td></tr></table>	第一次審査	764点	第二次審査	370点	合計点	1,134点	二次得点率	74%	合計得点率	74.4%			第一次審査	801点	第二次審査	420点	合計点	1,221点	二次得点率	84%	合計得点率	80.1%			第一次審査	734点	第二次審査	325点	合計点	1,059点	二次得点率	65%	合計得点率	69.4%		
第一次審査	764点	第二次審査	370点	合計点	1,134点																																
二次得点率	74%	合計得点率	74.4%																																		
第一次審査	801点	第二次審査	420点	合計点	1,221点																																
二次得点率	84%	合計得点率	80.1%																																		
第一次審査	734点	第二次審査	325点	合計点	1,059点																																
二次得点率	65%	合計得点率	69.4%																																		
委員長	では、本選考委員会として、事業者Cを港区立東麻布保育園の指定管理者候補者として決定します。事務局から事業者名の発表をお願いいたします。																																				
事務局	事業者Cは、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団です。 本日決定いただいた事業者につきましては、7月24日に庁内の指定管理者選定委員会で審議を経た上で、最終的に指定管理者候補者として選定されることとなります。その後、9月開会予定の港区議会第3回定例会において議案として審議が行われる予定です。																																				
委員長	5 閉会 (閉会の挨拶)																																				

港区立東麻布保育園 指定管理者公募要項

令和8年2月
港 区

目 次

I	施設の概要	1
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	保育園の設置目的	1
3	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 施設規模等	1
	(4) 開設年月日	2
	(5) 開園日及び開園時間	2
	(6) 保育園の内容	2
	(7) 指定管理料等	2
	(8) 併設施設の概要	3
	(9) 公共施設棟の整備について	3
	(10) その他	4
4	指定期間	4
II	指定管理者が行う業務	5
1	事業運営	5
	(1) 基本事業	5
	(2) 提案事業	5
	(3) 自主事業	5
	(4) 職員体制	5
2	施設の維持管理	6
	(1) 施設の維持管理業務	7
	(2) 安全・安心に関する業務	7
3	管理運営の基準	8
	(1) 関係法令等の遵守	8
	(2) 区が定める指針等への対応	9
	(3) 個人情報保護	9
	(4) 再委託の禁止	9
	(5) 地域との連携	10
	(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担	10
4	運営経費等に関する事項	12
	(1) 指定管理料の支払	12
	(2) 従事する職員の最低賃金水準額	14
	(3) 備品購入の取扱い	15
	(4) 収入	15
	(5) キャッシュレス決済の推進	15
	(6) 損害賠償保険	15

(7) 消費税及び事業所税	15
(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	16
(9) 銀行口座の開設	16
(10) その他	16
5 港区立東麻布保育園の指定管理者に別途委託している事業	17
【業務内容等】	17
Ⅲ 選定手続	18
1 公募の手続・手順	18
(1) 申請者の資格	18
(2) 複数の団体による共同申請	18
(3) 公募の日程	19
(4) 公募説明会及び現地見学会	19
(5) 申請手続	20
(6) 計画書類の提出	21
(7) 提出書類に関する留意事項	24
(8) 応募に関する留意事項	25
(9) 質疑の受付及び回答	25
(10) 申請書類の受付	25
2 指定管理者候補者の選考・選定	26
(1) 指定管理者候補者の選考	26
(2) 指定管理者候補者の選定	26
(3) 基本的な選考基準	26
(4) 審査結果の通知	28
(5) 第二次審査用資料の提出	28
Ⅳ 決定後の手続	29
1 基本協定書・年度協定書	29
(1) 協定の締結	29
(2) 基本協定書の主な事項	29
(3) 年度協定書の主な事項	30
2 事業計画書及び収支予算書の作成	30
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成	30
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成	30
3 業務の引継ぎ等	30
4 情報の公表	30
(1) 応募書類等	30
(2) 選考・選定過程の情報	31
(3) 指定管理業務に関する情報	31
5 モニタリング等の実施	31
(1) モニタリングの実施	31
(2) 第三者評価の実施	31

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出	31
(4) 監査の実施	32
6 指定の取消し等	32
(1) 改善勧告・改善報告	32
(2) 指定の取消しと業務の停止	32
(3) 事業の継続が困難となった場合の措置	33
問合せ先	33

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立東麻布保育園」の管理運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募に当たっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙１）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解の上、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています

2 保育園の設置目的

港区では、核家族や共働き世帯の増加により保育需要が増加するとともに、保護者の就労形態が多様化し、都心区ならではの保育サービスが求められています。

区は、これまでも区立保育園の新設や改築、港区保育室の設置及び私立認可保育園の誘致など多様な手法により保育定員の確保を図るとともに、延長保育や休日保育等を実施し、保育サービスの充実に取り組んでいます。

港区立東麻布保育園は160名の定員を確保し、夜間の延長保育や日曜・祝日の休日保育など様々な保育サービスを実施し、保育園の全ての子どもが毎日の生活や遊びを通し共に過ごし育ちあうことで、相互が自然に理解を深め、刺激を受けて心身の大きな成長を促し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

3 施設の概要

（１）名称

港区立東麻布保育園

（２）所在地

東京都港区東麻布二丁目１番１号（旧飯倉小学校）

（３）施設規模等

ア 構 造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

イ 階 数：地上１階、２階、３階の一部

ウ 敷地面積：約5032.06㎡（複合施設全体）

エ 延べ床面積：約1383.55㎡（専有部分）

※ 今後の東麻布二丁目複合施設の整備方針によっては、指定期間中に仮移転とな

る可能性があります。

(4) 開設年月日

平成29年4月1日

(5) 開園日及び開園時間

年末年始（12月31日及び1月1日～3日）を除く毎日

	早朝保育	基本保育	延長保育
月曜～金曜	実施しません	7:15～18:15	18:15～22:00
土曜、日曜・祝日	実施しません	7:15～18:15	実施しません

※ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

年末

	早朝保育	基本保育	延長保育
12月29日及び12月30日	実施しません	7:15～18:15	実施しません

※ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

(6) 保育園の内容

児童福祉法に基づく認可保育所として、11時間の基本保育のほか延長保育、休日保育、年末保育を行うとともに、緊急一時保育や園庭開放、保育園で遊ぼうなど在宅子育て家庭の親子向けの各種事業を実施します。

ア 定員 160名

0歳児（4カ月～）	17名
1歳児	25名
2歳児	28名
3歳児	30名
4歳児	30名
5歳児	30名

※学齢進行や待機児童の状況により、定員を変更する場合があります。

イ 緊急一時保育定員 1名程度

(7) 指定管理料等

本施設の過去の指定管理料等については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去（直近3年）の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額を示すものではありません。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	325,498,575円	322,211,598円	349,689,270円
指定管理料	325,498,575円	322,211,598円	349,689,270円
支出	325,362,879円	321,425,624円	348,625,804円
職員人件費	245,774,615円	242,598,713円	264,901,030円

光熱水費	0 円	0 円	0 円
修繕費	5,928,736 円	3,911,408 円	7,438,414 円
事業運営費	27,600,614 円	29,522,468 円	28,788,198 円
施設管理経費	14,590,914 円	14,890,314 円	15,749,408 円
その他経費	31,468,000 円	30,502,721 円	31,748,754 円

※指定管理料は、項番Ⅱ４（１）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※自主事業に係る収入及び経費は含みません。

（８）併設施設の概要

ア 東麻布区民協働スペース

（ア）階 数 ３階の一部

（イ）延床面積 約 218㎡（専有部分）

（ウ）開館日及び開館時間

火・木・土・日曜 ９：００～２１：００

イ みなと保育サポート東麻布

（ア）階 数 ４階の一部

（イ）延床面積 約 61.3㎡（専有部分）

（ウ）開館日及び開館時間

月曜から土曜まで ７：１５～１８：１５

ウ 東麻布学童クラブ

（ア）階 数 ４階の一部

（イ）延床面積 約 396.68㎡（専有部分）

（ウ）開館日及び開館時間

月曜から金曜まで 放課後～１９：００

※学校休業日は、８：００～１９：００

土曜 ８：００～１７：００

エ 旧飯倉小学校メモリアルスペース

（ア）階 数 ４階の一部

（イ）延床面積 約 76.8㎡（専有部分）

（ウ）開館日及び開館時間

火・木・土・日曜 ９：００～１７：００

※東麻布区民協働スペース及び旧飯倉小学校メモリアルスペースは、令和９年８月以降、現在新築中の公共施設棟に移転します。

併せて、みなと保育サポート東麻布は３階へ移設予定です。

（９）公共施設棟の整備について

現在、敷地内に東麻布区民協働スペース及び小規模多機能型居宅介護施設からなる木造の公共施設を整備しており、令和９年８月に開設する予定です。新たに整備する公共施設は、旧飯倉小学校跡地を活用したコミュニティ形成の拠点となる施設

です。また、環境保全や循環型社会の実現に向け、区と「間伐材を始めとした国産材の関する協定」を締結した自治体で産出された木材を優先的に使用し整備します。

(10) その他

現在の指定管理者が作成している当該施設のホームページはこちらです。

<https://minato-hah.com/>

4 指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年）

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育等（利用の権限に関するものを除きます）。

ア 午前7時15分から午後6時15分までの基本保育の実施に関すること。

イ 午後6時15分から午後10時までの延長保育の実施に関すること。

ウ 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱に基づく緊急一時保育事業

エ 港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱に基づく休日保育事業及び年末保育事

オ 児童福祉法第48条の4の規定による情報の提供、相談及び助言

カ 在宅子育て支援策として、保育園であそぼう事業等親子向け事業

キ 地域の保育園、子育て支援施設等による園庭等の利用に関すること。

ク とうきょうすくわくプログラム推進事業実施要綱に基づく事業の実施及びこれに付随する業務に関すること。

ケ その他区長が区立保育園の管理運営に必要と認めること。

(2) 提案事業

特色のある特別保育事業や在宅子育て支援策（運営団体として実施予定のもの）を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が区立保育園であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

前記（1）（2）のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4) 職員体制

児童福祉法最低基準及び子ども・子育て支援法に基づく配置基準並びに区の職員定数配置基準を遵守し、事業を実施するための必要な知識、知能及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がないように配慮してください。

また、公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

ア 指定管理者は、施設の管理運営を適正に行うため、業務全体を総合的に把握し調整する施設等管理責任者を定めること。

- イ 指定管理者は、業務基準書に掲げる業務を実施するため、必要な知識、技能及び経験を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がないように配慮すること。
- ウ 指定管理者は、「指定管理施設雇用区分確認表」に基づく従事職員の名簿等を指定管理業務開始前に区に提出すること。また、従事職員を変更する場合には、事前に区に報告すること。
- エ 指定管理者は、従事職員に公の施設の職員として相応な服装を着用させるものとし、業務に支障のない限り名札を着用させること。
- オ 指定管理者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める職員を従事職員として配置すること。ただし、区の職員定数配置基準を遵守し、1歳児クラスについては、児童5人につき、保育士を1人以上配置すること。
- カ 配置する職員の具体的な基準は次のとおりとする。
- なお、指定期間開始時における園長・副園長については、特段の事情がない限り、公募提案時に提案を行った者を配置すること。また、園長・副園長を交代する場合は、後任の経歴等を提出し、事前に区と協議を行うものとする。
- （ア）園長は、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に施設長として1年以上勤務したことがある者を専任で1名配置すること。
- （イ）副園長は、専任で2名配置すること。副園長は園長の補佐として、園の管理運営や保育指導（児童等の事故対応含む）、保育者の育成等を中心に担うものとする。副園長は、クラス担任として3年以上の経験がある者、又は、これまでに認可保育園及びこれに類する施設に主任として1年以上の経験がある者を配置すること。
- （ウ）児童の健康管理を行う看護師を1名以上配置すること。
- （エ）保育士は、クラスごとにリーダーを配置し、クラス担任の年度途中の交代は行わないよう努めること。
- 0歳児（3対1）、1歳児（5対1）、2歳児（6対1）、
3歳児（15対1※）、4歳児（25対1※）、5歳児（25対1※）
※3歳児～5歳児については、令和6年3月13日に改正（令和7年4月1日施行）された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に基づく配置基準を記載しています。
- （オ）栄養士を1名以上配置し、アレルギー対応、食形態対応等、児童の状況に応じた給食を提供してください。
- （カ）保育総定員に応じたローテーション対応の保育士として、適切な人数を配置すること。
- （キ）障害児対応として、港区立保育園等における障害児等保育実施要綱に基づき、適切な人員を配置すること。

2 施設の維持管理

本施設の主たる管理者は港区立東麻布保育園です。このため、施設全体で利用する

共用部や設備の管理にかかる業務については、港区立東麻布保育園の指定管理者が行うこととなります。

施設の運営に当たっては、併設施設や麻布地区総合支所と日常的に連携を図るとともに、港区環境方針に基づき省エネルギー、省資源、グリーン購入に努めてください。詳細については、業務基準書（別紙２）及び業務仕様書（別紙３）を参照してください。

（１）施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、別紙業務仕様書を参照してください。

- ア 施設の日常、定期及び特別清掃を行うこと。
- イ 消防設備、電気設備、空調設備、給排水設備、建築設備等の保守点検を行うこと。
- ウ 警備業務を行い、園児等の安全を確保すること。
- エ 廃棄物の処理を行うこと。
- オ 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務を行うこと。
- カ １件２００万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備を行うこと。
- キ 施設内の清掃、整頓その他の環境整備に関する業務を行うこと。
- ク 植栽の管理（害虫駆除を含む）を行うこと。
- ケ 学校１１０番非常通報装置点検を行うこと。

（２）安全・安心に関する業務

- ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル」（別紙４）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。
- イ 児童の安全確保を図るため、保育園設備の安全点検、職員や児童の園外での活動、取組等における安全確保に関する指導、職員の研修及び訓練その他日常生活における安全に関する事項について定めた「安全計画」を作成すること。また、安全計画を職員や保護者に対し周知するとともに、研修及び訓練を定期的を実施すること。
- ウ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援の提供及び早期の業務再開を図るため、「業務継続計画」を作成し、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を実施すること。
- エ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。
- オ 区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検・総点検・エレベーター点検確認）「港区有施設の安全管理に関する要綱」（別紙５）、「港区有施設安全管理業務実施要領」（別紙６）に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。
- カ 災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者の食料や飲料水等を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期

限を超えていない物については、次期指定管理者に引き継ぐこと。なお、現在の備蓄物資は別紙7のとおりであり、購入にかかる費用は区が指定管理料で措置する。

キ 震災・風水害及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

ク AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。また、緊急時には迅速に活用できるよう、日頃より操作訓練・普通救命講習受講等を行うこと。

ケ 上記アからクまでを適切に遂行するための「児童施設災害時行動マニュアル」の作成、職員研修の実施等を行うこと。なお、各マニュアル及び計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて区と協議の上、マニュアル等の変更を行うものとする。

コ 園児に対する見守り、声掛け、相談、児童虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターへの引継ぎなどの様々な支援を行うこと。

サ 区実施の総合防災訓練等に協力するほか、災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

シ 麻布地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に協力すること。

ス 園庭等を地域の保育園、子育て支援施設等に利用させるに当たり、園児や利用者等の安全を確保するため、必要な措置をとること。

セ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。

ソ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

タ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別紙8）を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

ア 児童福祉法

イ 子ども・子育て支援法

ウ 港区保育園条例及び施行規則

エ 港区保育の実施に関する条例及び施行規則

オ 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

カ 港区立保育園等における障害児保育実施要綱

キ 港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱

ク 港区延長保育実施要綱

ケ とうきょうすくわくプログラム推進事業実施要綱

- コ 地方自治法
- サ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- シ 食品衛生法
- ス 個人情報保護に関する法律
- セ 港区情報公開条例及び施行規則
- ソ 港区環境基本条例
- タ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- チ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ツ 港区防災対策基本条例
- テ 港区暴力団排除条例
- ト 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ナ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ニ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等への対応

以下の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （公社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなと」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
- ス その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる指針等

（３）個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

（４）再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

再委託を行う場合においては、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。

(5) 地域との連携

- ア 地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。
- イ 火曜・木曜は園庭開放を行うこと。園庭開放後の開園日に園庭を使用する際は、危険物等の有無について、職員の目視により安全を確認後に園庭を使用してください。
- イ 区が主催する園長会に参加し、情報共有や連携に努めてください。

(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

- ア 役割分担（◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割）

項 目		港区	指定管理者
設置者としての責務		◎	—
保育園の管理運営		○ 条例。規則事項	◎
	施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
	施設の占用・行為許可	◎	—
	苦情対応	○	◎
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策（安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報・PR	○	◎
事業運営		○	◎

（※）設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

- イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目				管理責任分担	
				港区	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○

4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）		○

12	備品（Ⅰ種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

（備考）

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費等に関する事項

（1）指定管理料の支払

指定管理料は、提案のあった額を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

資金・収支計画書及び受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従うとともに、人件費や物価の変動の影響を考慮の上、作成してください。

なお、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費	施設に勤務する職員等（職員配置表に記載した職員等）にかかる人件費
---------	----------------------------------

	※ 職員配置表で配置することとした職員の人件費について積算してください。 ※ 人件費の積算に当たって、職員の定期昇給がある場合は加味してください。また、区が定める最低賃金水準額を遵守してください。(最低賃金水準額については項番Ⅱ4(2)を参照) ※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額(余剰金)を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。 ※ 「施設型給付算等に係る処遇改善等加算について」に基づく賃金改善及び東京都の定める「保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」と同様のキャリアアップに向けた取組を行ってください。
イ 光熱水費	施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金等 ※ 光熱水費(電気、ガス、水道代)については、予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額(余剰金)を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。
ウ 修繕費	施設や設備等の修繕、備品等の修理に必要な経費 ※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件200万円(税込)以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用(併設施設部分を含む。)については、指定管理料に含めます。 ※ 1件200万円(税込)を超える修繕又は修理は、指定管理料とは別に区が実施します。 ※ 予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額(余剰金)を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。
エ 事業運営費	施設で実施する各種事業に必要な経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。
オ 施設管理経費	施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本

	協定書で定めます。
カ その他経費	本社（本部）等が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社（本部）等が支援するために必要な経費、企業の利益など、上記のア～オのいずれにも該当しない経費 ※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。次の内訳に基づいて記載してください。 「その他経費」の内訳について 事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 租税公課 指定管理者が納付すべき消費税や事業所税 等

※各経費の計上に当たっては、算定の考え方や根拠等を明らかにする資料を必ず添付してください。

（２）従事する職員の最低賃金水準額

指定管理者は、本施設に配置される職員（再委託及び人材派遣会社により配置する職員を含む。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」で定める金額と同額です。

令和８年度

職種	時間単価（円）	職種	時間単価（円）
一般事務	1, 5 7 0	看護師	2, 0 0 0
保育士	1, 7 4 0	保健師	2, 0 0 0
一般作業	1, 5 7 0	栄養士	2, 0 0 0
給食調理	1, 5 7 0	検査技師	2, 5 3 0
心理判定員	2, 5 3 0	歯科衛生士	2, 5 3 0
理学・作業療法士	2, 5 3 0	診療放射線技師	2, 5 3 0
その他職種	1, 5 7 0		

最低賃金水準額は、毎年度見直します。また、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づく地域別最低賃金額が最低賃金水準額を上回ったときは、地域別最低賃金額を最低賃金水準額とします。

※最低賃金水準額の根拠となる法令等は、今後、港区における公契約に関する例規等に変更になる可能性があります。変更になった場合は、別途お知らせいたします。

(3) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(4) 収入

保育園の保育料は、区の収入となります。管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は実費徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(5) キャッシュレス決済の推進

区は、PayPay 株式会社が提供する二次元コード決済である「PayPay」を全ての区有施設等の窓口で利用可能な決済サービスとするとともに、一定以上の収納件数が見込まれる場合はマルチ決済端末（クレジットカード、電子マネー、二次元コード）を配備しています。

指定管理者は、項番Ⅱ 4（4）の収入を利用者から直接収納する場合、区と協議の上、キャッシュレス決済の導入に向けた必要な対応をお願いします。キャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は下表のとおりです。

収納内容	月額利用料、決済手数料等の負担者
使用料又は利用料金を収納する場合	区 (指定管理料で措置)
基本事業や提案事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	
自主事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	指定管理者

(6) 損害賠償保険

施設運営に当たり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の補償額の最低水準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(7) 消費税及び事業所税

ア 消費税

消費税法第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定されていることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税の課税対象となります。なお、社会福祉施設等、公の施設の種類と内容によって非課税として取り扱われる場合もあります。

イ 事業所税

利用料金制を採用している公の施設で指定管理者が事業主体とみなされる場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、管轄する都税事務所に確認願います。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(9) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(10) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

5 港区立東麻布保育園の指定管理者に別途委託している事業

港区立東麻布保育園に併設するみなと保育サポート東麻布で実施する「みなと保育サポート事業」を一体的に運営することにより、効率的・効果的な運営が期待できることから、港区立東麻布保育園の指定管理者に当該事業を別途委託しています。

【業務内容等】

- ①業務内容 パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できないご家庭を対象に、1日8時間及び1か月160時間を上限に保育を行います。利用は定期利用保育(平均週1回以上)とスポット利用保育(不定期)の2種類です。
- ②対象年齢 生後4か月から小学校就学前
- ③定 員 20名程度
- ④運営時間 7:15～18:15(1日8時間まで利用可能)
- ⑤休 室 日 日曜日、祝日、年始(1月1日～1月3日)
- ⑥利 用 料 4時間未満 1,100円
(スポット) 4時間以上6時間未満 1,650円
6時間以上8時間未満 2,200円
- ⑦そ の 他 給食は提供しませんので、昼食は保護者が持参します。
(おやつのみ提供します。)

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する法人その他の団体で、以下の項目をすべて満たす者とします。

ア 令和 8 年 2 月現在、認可保育園、港区保育室又は認証保育所(東京都認証保育所事業要綱に適合した施設)の運営実績を有する者

イ 保育園の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

ウ 指定期間中、児童福祉法等関係法令、東京都保育設置認可基準等を遵守、安定して質の高い保育サービスを提供する能力を有する者

エ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とする。

オ 区の子童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。

カ 円滑な業務の引継ぎを実施できること。

キ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項及び第 167 条の 5 第 1 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にある者

(ウ) 国税又は地方税を滞納している者

(エ) 指定管理者の指定の取消し(法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから 2 年間が経過していない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体又は特殊知能暴力集団、準暴力団その他の犯罪集団に該当しない団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体を結成の上、申請することも可能です。その場合は、申請時まで共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表団体(他の団体

は構成団体とします。)を定めてください。共同事業体のすべての団体が上記(1)申請者の資格(構成団体はアを除く。)に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該共同事業体の代表団体及び構成団体は、本公募において別の共同事業体又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和8年	2月16日(月)
公募説明会・現地見学会	令和8年	2月24日(火)
質疑受付	令和8年	2月16日(月)から 令和8年 2月27日(金)まで
質疑回答	令和8年	3月13日(金)
申請受付	令和8年	2月16日(月)から 令和8年 5月22日(金)まで
第一次審査(書類審査)	令和8年	6月11日(木)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年	7月10日(金)
指定管理者候補者選定	令和8年	8月上旬予定
指定管理者の指定	令和8年	10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

- ・日時 令和8年2月24日(火) 午前10時30分～11時30分
- ・場所 麻布区民協働スペース(港区六本木五丁目16番46号)

イ 現地見学会

- ・日時 令和8年2月24日(火) 午後1時～2時
- ・場所 港区立東麻布保育園

ウ 参加申込

所定の申込書を令和8年2月20日(金)午後5時までに、メールで送付してください(会場の都合上、1団体2名まででお願いします)。

エ 提出先 港区麻布地区総合支所管理課 担当:山川、古市
電話:03-5114-8805
メールアドレス:minato77@city.minato.tokyo.jp

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本 ①	副本 ②
①	指定管理者指定申請書	【様式 1】	1 部	-	-
※共同事業体の場合は次の様式も提出してください。					
	[A] 共同事業体構成書	様式 A	1 部	1 部	8 部
	[B] 共同事業体協定書兼委任状	様式 B	1 部	-	-
	[C] 宣誓書	様式 C	1 部	-	-
	[D] 安定運営の取組	様式 D	1 部	1 部	8 部
②	宣誓書 ※共同事業体の場合は提出不要（参考様式 C で可）	【様式 2】	1 部	-	-
③	法人（団体）等の概要	【様式 3】	1 部	1 部	8 部
④	定款、寄附行為又はこれに類するもの ※最新のもの	-	1 部	1 部	-
⑤	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） ※申請日前 3 か月以内に発行されたもの	-	1 部	1 部	-
⑥	印鑑証明書 ※申請日前 3 か月以内に発行されたもの	-	1 部	1 部	-
⑦	預金残高証明書 ※直近の決算期末日現在のもの ※本社として応募される場合は、本社の主要取引口座に関する証明書のみで可	-	1 部	1 部	-
⑧	決算書類等 ※直近の決算期 3 期分に係るもの 書類例 [株式会社] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、付属明細書、連結財務諸表（該当する団体のみ） [社会福祉法人] 資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業報告、付属明細書、財産目録 [NPO 法人] 活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、事業報告書	様式自由	1 部	1 部	-

⑨	監査報告書 ※直近の決算期3期分に係るもの ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出	様式自由	1部	1部	-
⑩	事業計画書及び収支予算書 ※公益法人等、法令で作成が義務付けられている団体のみ提出 ※申請日に属する事業年度のもの	様式自由	1部	1部	-
⑪	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 ※直近の決算期2期分に係るもの ※本社として応募される場合は、本社所在地に係る地方税の証明書のみで可	-	1部	1部	-
⑫	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	-
⑬	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	-
⑭	類似施設の管理運営実績について	【様式6】	1部	-	8部
⑮	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	-	8部
⑯	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	-	8部

（６）計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本 ①	副本 ②
管理運営計画に関する書類					
①	指定管理者計画書類等提出書	【様式 9】	1 部	1 部	8 部
②	資金・収支計画書 (令和 9 年度から令和 1 8 年度まで) ※ 今後の複合施設整備の方針により、指定期間中に園舎の仮移転の可能性があります が、指定管理料の積算は、現状の施設での運営によるものとしてください。	【様式 10】	1 部	1 部	8 部
③	受託経費見積書 (令和 9 年度分)	【様式 11】	1 部	1 部	8 部

④	給与・報酬・賃金等に関する規程 ※最新のものと、人件費の積算内訳の根拠となるもの	様式自由	1部	1部	8部
事業運営に関する書類					
⑤	法人の保育理念、基本方針及び事業計画	【様式 12】	1部	-	8部
⑥	保育目標、全体的な計画、個別計画及び指導計画の考え方 (保育所保育指針を踏まえた小学校への円滑な接続を含む)	【様式 13】	1部	-	8部
⑦	特別保育事業に関する考え方や取組 (a. 延長保育 b. 一時保育 c. 年末保育 d. 休日保育)	【様式 14】	1部	-	8部
⑧	大規模な保育園の運営に対する考え方や取組	【様式 15】	1部	-	8部
⑨	食事の提供についての考え方や取組(子どもの発達に合わせた食事の提供・食育の推進等)	【様式 16】	1部	-	8部
⑩	保護者との関わりについての考え方や取組 (子育て相談、苦情解決・サービス向上の取組及び利用者の意見を反映する仕組みに関することを含む)	【様式 17】	1部	-	8部
⑪	障害や外国籍、性的マイノリティ等特別な支援や配慮が必要な子どもへの考え方や取組	【様式 18】	1部	-	8部
⑫	子ども自身の悩み・トラブルへの対応や子どもの人権に配慮した事業運営(保育園や家庭における虐待、強要、差別等の防止・早期発見など)	【様式 19】	1部	-	8部
⑬	地域特性を踏まえた児童の健全育成に対する取組(地域全体の児童へのアプローチや園庭開放・保育園であそぼう等に関する提案等を含む)	【様式 20】	1部	-	8部
⑭	地元町会・自治会や近隣住民、関係機関等との連携・交流	【様式 21】	1部	-	8部
⑮	提案事業計画・自主事業計画	【様式 22】	1部	-	8部
⑯	指定管理者変更時の業務引継 ※引継ぎを行う場合、引継ぎを受ける場合の両方を記載してください。また、主な引継ぎ項目とその引継ぎに要する期間(目安)も記載してください。	【様式 23】	1部	-	8部

管理運営体制に関する書類					
⑰	指定管理施設職員の職員配置表 ・港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成してください。	【様式 24】	1 部	-	8 部
	・資格、賃金体系表、職員の経験年数に関する資料を添付してください。	様式自由	1 部	-	8 部
⑱	・職員ローテーション表 (雇用区分別 a. 月～金曜 b. 土曜 c. 日曜・祝日)	【様式 25】	1 部	-	8 部
⑲	園長及び副園長候補者 2 名の経歴・役割分担	【様式 26-1】 【様式 26-2】	1 部	-	8 部
⑳	人材確保・職員採用に対する考え方や取組 ①人材確保・職員採用（採用資格、実務経験、雇用形態、賃金等）について ②職員の欠勤・欠員時の対応や補充の流れについて（業務担当者が事故等により不在となった場合に担当者と同等の人員を配置するなど、事業の継続性を担保する本社の支援体制）	【様式 27】	1 部	-	8 部
㉑	職員の定着化のための考え方や取組 (ハラスメントなどのない職員の働きやすい職場環境づくりの考え方や取組及びキャリアアップ内容を含む)	【様式 28】	1 部	-	8 部
㉒	職員の人材育成や職員間の連携・協力に対する考え方や取組 (研修体制・期間・内容の具体的な提案、職員間での情報共有・課題解決のための取組、その他独自の取組などについて)	【様式 29】	1 部	-	8 部
㉓	マニュアルの整備 ・マニュアルの一覧	【様式 30】	1 部	-	8 部
	・マニュアル本文 ※計画書類とは別のファイルで提出してください。	-	1 部	-	1 部
㉔	本社（本部）のサポート（協力）体制	【様式 31】	1 部	-	8 部
㉕	再委託を予定している業務 a. 委託内容 b. 委託を行う理由 c. 委託予定金額 d. 委託予定先・所在地及び選定理由 ※区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式 32】	1 部	-	8 部
安全対策・危機管理について					

②⑥	乳幼児の活動中（施設内・戸外）の安全対策・危機管理体制（設備の適切な維持管理等含む）	【様式 33】	1 部	-	8 部
②⑦	健康・衛生管理（保健計画、児童の健康管理、疾病、感染症等の対応、施設の衛生管理等）	【様式 34】	1 部	-	8 部
②⑧	食事提供時の安全への取組（アレルギー対応、誤食・食中毒予防等の取組）	【様式 35】	1 部	-	8 部
②⑨	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方と具体的な取組	【様式 36】	1 部	-	8 部
その他					
③⑩	区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組	【様式 37】	1 部	-	8 部
③⑪	今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組	【様式 38】	1 部	-	8 部

（７）提出書類に関する留意事項

ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。

ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。

エ 提出書類の文字フォント及びサイズはUDF（本文についてはBIZ UD 明朝 Medium、見出し（項目）についてはBIZ UD ゴシック）、11ポイントを使用し、A4判タテ1枚（両面可）で作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く）し、ファイルに左綴じにしてください。なお、③のマニュアル本文は、計画書類のファイルとは別のファイルに綴り、ファイル表紙と背表紙に「③様式 31 関連 マニュアル本文」とそれぞれ正本、副本②を記入の上、提出してください。この場合、資料の右上に資料番号を振り、目次とページを付してください。

オ ファイルの表紙と背表紙には「港区立東麻布保育園指定管理者申込書類一式」と記入、正本、副本①、副本②をそれぞれ表示し、ファイルのはじめに提出書類一覧表を目次として綴じてください。正本のみ、法人名を明記したシールを貼付してください。また、申請書類には、前記（５）の見出しを、計画書類には前記（６）の見出しをインデックスでつけ、見出し毎に通し番号のページを付してください。

カ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。

キ 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本①②を入力したものを1部

提出してください。

ク 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ケ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 本要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者に本選考に対する助言等を直接または間接的に求めた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ 共同事業体による応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

所定の質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和8年2月16日(月)～令和8年2月27日(金)(必着)
午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区麻布地区総合支所管理課 担当：山川、古市
電話：03-5114-8805
メールアドレス：minato77@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和8年3月13日(金)を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。
区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和8年2月16日(月)から5月22日(金)まで

平日の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※ 申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします（郵便事故等であっても、期限日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）。

※ 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ 提出先 港区六本木五丁目16番45号 麻布地区総合支所管理課
港区麻布地区総合支所管理課施設運営担当
電話 03-5114-8805

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立東麻布保育園指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ プレゼンテーション等を含めた第二次審査の出席予定者は、提案書に記載した港区立東麻布保育園の園長候補者を含む3名までとしてください。

エ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

オ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

カ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

ア 安定的な経営基盤を有していること

（公認会計士による財務状況分析を実施します。）

イ 類似施設の管理運営実績について

類似施設の管理運営実績

ウ 事業運営について

（ア）法人の保育理念、基本方針及び事業計画

- (イ) 保育目標、全体計画、個別計画及び指導計画の考え方（保育所保育方針を踏まえた小学校への円滑な接続を含む）
 - (ウ) 特別保育事業に関する考え方や取組
 - (エ) 大規模な保育園の運営に対する考え方や取組
 - (オ) 食事の提供の考え方や取組（子どもの発達に合わせた食事の提供・食育の推進等）
 - (カ) 保護者との関わりに関する考え方や取組（子育て相談、苦情解決・サービス向上の取組及び利用者の意見を反映した仕組みに関することを含む）
 - (キ) 障害や、外国籍、性的マイノリティ等特別な支援や配慮が必要な子どもへの考え方や取組
 - (ク) 子ども自身の悩み・トラブルへの対応や子どもの人権に配慮した事業運営（保育園や家庭における虐待、強要、差別等の防止・早期発見など）
 - (ケ) 地域特性を踏まえた児童の健全育成に対する取組（地域全体の児童へのアプローチや園庭開放・保育園であそぼう等に関する提案等を含む）
 - (コ) 地元町会・自治会や近隣住民、関係機関等との連携・交流
 - (サ) 提案事業計画・自主事業計画（公募要項P4（3）（4）について）
 - (シ) 指定管理者変更時の業務引継計画
 - (ス) 再委託を予定している業務
- エ 管理運営体制について
- (ア) 職員の配置（正規、正規以外、常勤、非常勤職員の別、経験年数）
 - (イ) 園長及び副園長候補者2名の経歴・役割分担
 - (ウ) 人材確保・職員採用に対する考え方や取組
 - (エ) 職員の定着化のための考え方や取組
 - (オ) 職員の人材育成や職員間の連携・協力に対する考え方や取組
 - (カ) マニュアルの整備
 - (キ) 本社（本部）のサポート（協力）体制
- オ 安全対策・危機管理について
- (ア) 乳幼児の活動中（施設内・戸外）の安全対策及び危機管理体制の取組（設備の適切な維持管理等含む）
 - (イ) 健康・衛生管理（保健計画、児童の健康管理、疾病、感染症等の対応、施設の衛生管理等）
 - (ウ) 食事提供時の安全への取組（アレルギー対応、誤食・食中毒予防等の取組）
 - (エ) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方と具体的な取組
- カ 資金・収支計画及び受託経費について
- キ 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた考え方や取組
- ク 今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた考え方や取組

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運營業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運營業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

3 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内6か月を上限に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する項目（利用者の個人情報に関する引継ぎなど、指定期間開始前の一定の期間、当該施設で直接引継ぎを行う必要があるもの）を除き、新たな指定管理者が負担します。

なお、区が経費を負担する項目に係る引継ぎについては、令和8年10月から実施し、本業務については別途委託契約を締結します。

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、採用面接等を実施のうえ、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用に努めていただけるようお願いします。

4 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容が無償で使用で

きるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象となります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

5 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね3か月に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、毎年度の管理運営実績については、指定管理施設評価票として取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間中に3回（3年目、6年目、9年目）、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。なお、福祉施設については、東京都の制度があり、対象施設については、定められた受審頻度を遵守してください。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目と7年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員も含む。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

（４）監査の実施

ア 地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成 13 年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

6 指定の取消し等

（１）改善勧告・改善報告

区は、モニタリング等を通じて、必要に応じて業務改善等を指導しますが、指定管理者が当該指導に従わない場合や業務の改善が図られない場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、直ちに改善措置を講じるよう勧告することができます。勧告がなされた場合、指定管理者は直ちに改善措置を講じ、結果を区に報告する必要があります。

（２）指定の取消しと業務の停止

区は、指定の取消しと業務の停止については、港区立保育園条例第 9 条に定めしており、次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その結果、区に損害・損失又は新たに区が負担することとなる費用が生じたときは、指定管理者がその賠償の責めを負う場合があります。また、当該指定の取消し等が命じられた場合において、指定管理者に損害が生じて、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの 1 の（１）に該当しなくなったとき

イ 本業務の遂行に際し、不正行為があったとき。

ウ 区に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 指定管理者が区との協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

オ 区が行う施設への調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

カ 調査の結果に基づく区の改善指示に、正当な理由なく従わないとき。

キ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

ク 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不適当と判断されるとき。

ケ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったとき。

コ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(3) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒106-8515 港区六本木五丁目16番45号
港区麻布地区総合支所管理課 担当：山川、古市
電話：03-5114-8805
メールアドレス：minato77@city.minato.tokyo.jp

港区立東麻布保育園における指定管理者及び応募事業者数について

No.	指定期間	指定管理者名	応募事業者数
1	平成29年4月1日～令和9年3月31日	特定非営利活動法人ワーカーズコープ※	1

※ 労働者協同組合法の施行に伴い、令和5年4月1日付で「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」へ移行